

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 村 川 穰 二

1 工事概要

- (1) 工 事 名：145号建物シャワー室改修工事
- (2) 工事場所：茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊勝田駐屯地
- (3) 工事内容：本工事は、以下の工事を行うものである。
シャワー室改修工事
- (4) 工 期：令和9年2月26日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「管工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」でD等級以上又は「管工事」（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成21年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、同種の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕

僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。なお、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、管理技術者等は専任でなければならない。
 - ア 平成21年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）こと。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験は工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号（28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 施設学校総務部会計課が発注した「建築一式工事」又は「管工事」のうち、令和4年度以降令和6年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係又はそれらと同視する関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利の実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433

陸上自衛隊施設学校総務部会計課 契約班

担当：渡邊（わたなべ）

TEL 029-274-3211 内線271

FAX 029-271-3130 直通

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和8年7月14日から令和8年7月31日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。

(3) 一般競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限：令和8年7月31日（金）午後5時00分

イ 提出方法：(1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又はFAXにより提出する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限：令和8年8月27日（木）午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時、場所及び再度入札の日時

ア 日 時：令和8年8月28日（金）午前11時00分

イ 場 所：陸上自衛隊施設学校総務部会計課 入札室

ウ 再度入札日時：令和8年8月31日（月）午後13時15分

なお、場所についてはイ項と同じ場所で開札する。

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金：免除

(3) 契約保証金：金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。

(6) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査価格基準」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 契約書作成の要否
要

(12) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

(13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(14) 最低価格の入札金額が契約担当官の定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書及び積算資料等の提出を求める場合がある。

(15) 積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める場合がある。

(16) 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある」ものとして落札者としなかった場合がある。

(17) 詳細は、入札説明書による。

入札説明書

陸上自衛隊施設学校会計課の145号建物シャワー室改修工事に係る入札公告（建築一式工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和8年7月14日

2 契約担当官等

契約担当官 陸上自衛隊施設学校 会計課長 村川 穰二
〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433

3 工事概要

(1) 工事名

145号建物シャワー室改修工事

(2) 工事場所

茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊勝田駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

別冊図面及び仕様書のとおり。

(4) 工期

令和9年2月26日まで

(5) 使用する主要な資機材

仕様書のとおり。

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「建築一式工事」又は「管工事」に係る等級で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」でD等級以上又は「管工事」（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成21年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、同種の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13.12.19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP）。19.7.30）、工事成績評定要領について（経施第4404号。21.3.31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号。27.10.1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号。28.3.31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で評定点合計が65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。なお、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、管理技術者等は専任でなければならない。
 - ア 平成21年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）こと。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
 - イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ウ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 施設学校総務部会計課が発注した「建築一式工事」又は「管工事」のうち、令和5年度以降令和7年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。）である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (13) 情報保全に係る履行体制についての確認

平成21年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第5の誓約書を提出し、有していない者は別紙第6の誓約書を提出すること。

5 設計業務等の受注者等

上記4(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」は、次のア又はイに該当する者である。

- (1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- (2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433

陸上自衛隊施設学校総務部会計課 契約班

担当：渡邊（わたなべ）

TEL 029-274-3211 内線271

FAX 029-271-3130 直通

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。
この場合において、4(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおり。

ア 提出期間

令和8年7月15日から令和8年7月31日まで（行政機関の休日を除く。）
の毎日、午前8時30分から午後5時00分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出方法

持参、郵送等又はFAXで提出すること。

ウ 提出場所

上記6に同じ。

- (2) 申請書は、別紙第1により作成する。
- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成21年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しを済ませているものに関し記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙第2）」及び「配置予定の技術者（別紙第3）」に記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件記載する。記載様式は別紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第4に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングを行う場合がある。

ア 日時 令和8年7月15日から令和8年7月31日までの間。

イ 場所 上記6に同じ

ウ ヒアリングを行う場合、日時及び場所は追って通知する。

なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、書面又はFAXにより、令和8年8月6日までに通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無

断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記6に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記6に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ 提出期間

上記7(5)の通知の日から令和8年8月18日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）。

- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和8年8月20日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記により持参又は郵送等により提出する。

イ 提出期間

令和8年7月15日から令和8年8月7日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）。
郵送等による場合は令和8年8月7日午後13時00分必着

- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和8年7月15日から令和8年8月19日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）、上記6において閲覧に供する。

10 入札方法等

- (1) 入札書の提出方法等

ア 提出期間

令和8年8月27日（木）午後5時00分まで。

イ 提出場所

上記6に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

その際、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するように発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。
- (3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3）以上とする。

12 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳明細書の作成方法
 - ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。
 - イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。
 - ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 工事費内訳明細書の提出方法等
 - ア 提出期間
上記10(1)アに同じ。
 - イ 提出場所
上記10(1)イに同じ。
 - ウ 提出方法
上記10(1)ウを参照
- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

- (6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

- (1) 開札の日時及び場所
 - ア 開札日時 令和8年8月28日（金）午前11時00分
 - イ 開札場所 陸上自衛隊施設学校総務部会計課 入札室
 - ウ 再度入札日時：令和8年8月31日（月）午後13時15分なお、場所についてはイ項と同じ場所で開札する。
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

14 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者として行うことがある。

- (2) (1) の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

16 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第7から別紙第10までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

17 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19 契約書作成の可否等

別に示す契約書案により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件

(1) 前払金等

請負代金額が300万円以上の場合は、前金払いを利用することができる。利用可能額の上限は請負代金額の10分の4以内とする。

(2) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

21 火災保険付保の可否 要

22 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8

(2) の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間

令和8年8月21日から令和8年8月24日まで（行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに行うこと。

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

24 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

工事費内訳明細書の無効について

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

工事費内訳（記載例）

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費	1	式	100,000,000	
うち 材料費	1	式	46,000,000	※直接工事費の内数 材料費を分離可能な方法 で積算した分について計上
うち 労務費	1	式	33,000,000	※直接工事費の内数 労務費を分離可能な方法 で積算した分について計上
共通仮設費	1	式	5,000,000	
現場管理費	1	式	15,000,000	
うち 建退共制度の掛金	1	式	100,000	※現場管理費の内数
工事原価のうち 現場労働者の法定福利費 の事業主負担額	1	式	5,300,000	※工事原価の内数
工事原価のうち 安全衛生経費	1	式	8,000,000	※工事原価の内数
工事原価			120,000,000	
一般管理費等	1	式	15,000,000	
工事価格			135,000,000	
消費税相当額	1	式	13,500,000	
積算価格			148,500,000	

工事費内訳

工事名						
名	称	数	量	単位	金 額	備 考
直接工事費		1		式		
うち 材料費		1		式		※直接工事費の内数 材料費を分離可能な方法 で積算した分について計上
うち 労務費		1		式		※直接工事費の内数 労務費を分離可能な方法 で積算した分について計上
共通仮設費		1		式		
現場管理費		1		式		
うち 建退共制度の掛金		1		式		※現場管理費の内数
工事原価のうち 現場労働者の法定福利費 の事業主負担額		1		式		※工事原価の内数
工事原価のうち 安全衛生経費		1		式		※工事原価の内数
工事原価					0	
一般管理費等		1		式		
工事価格					0	
消費税相当額		1		式	0	
積算価格					0	

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 村川 穰二 殿

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者役職・氏名
担当者名
電話番号

(注) 押印を省略する場合は、担当者氏名及び連絡先を記載

工事費内訳

工事名				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費	1	式	0	
うち 材料費	1	式		※直接工事費の内数 材料費を分離可能な方法 で積算した分について計上
うち 労務費	1	式		※直接工事費の内数 労務費を分離可能な方法 で積算した分について計上
共通仮設費	1	式	0	
現場管理費	1	式	0	
うち 建退共制度の掛金	1	式		※現場管理費の内数
工事原価のうち 現場労働者の法定福利費 の事業主負担額	1	式		※工事原価の内数
工事原価のうち 安全衛生経費	1	式		※工事原価の内数
工事原価				
●●工事	1	式	0	
▲▲工事	1	式		
■ ■ 工事	1	式		
計			0	
一般管理費等	1	式		
工事価格			0	
消費税相当額	1	式	0	
積算価格			0	

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 村川 穰二 殿

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者役職・氏名
担当者名
電話番号

(注) 押印を省略する場合は、担当者氏名及び連絡先を記載

労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン（令和7年12月）参照

競争参加資格確認申請書作成要領

受電設備改修工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき別紙第1「一般競争参加資格確認申請書」、別紙第2「同種の工事の施工実績」、別紙第3「配置予定の技術者」を作成の上、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が工事成績評定対象工事以外のものについては、別紙第4「工程表」を作成の上、工程管理に対する技術的所見を記載し、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載するとともに、代表者印等を必ず押印の上申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、申請書と併せて提出して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。
「建築一式工事」又は「管工事」とします。
- (2) 記載する工事は、平成13年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。
- (3) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (4) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (5) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (6) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (7) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (8) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINS に登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。
- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成13年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が工事成績評価対象工事の場合は、評価通知書の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評価通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評価通知書の写しの交付を申し出て下さい。
- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS 登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当官

陸上自衛隊施設学校

会計課長 村川 穰二 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職・氏名

担当者名

電話番号

(注) 押印を省略する場合は、担当者氏名及び連絡先を記載

令和 8 年 5 月 2 9 日付で入札公告のありました 1 4 5 号建物シャワー室改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 6 (3) アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 6 (3) イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 6 (3) エに定める契約書の写し
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書 6 (3) ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の提出を求める場合のみ)

以 上

注 1) 原本の送付を希望される方は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

注 2) 4 項は提出者のみ記載してください。

同種の工事の施工実績

		会社名
工事名称等	工 事 名	
	発注機関名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受注形態	単体／J V (出資比率)
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	(市街地・軟弱地質等)
	その他	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載するとともに写しを提出すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを提出すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

		会社名
項 目	主任技術者又は管理技術者	
氏 名		
最 終 学 歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)	
法令による資格・免許	(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)	
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無
申請時における他工事の従事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	従 事 役 職	現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対処処置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINS の登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名： _____

会社名： _____

項目	単位	数量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■ 工程管理に対する技術的意見

誓 約 書

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 村川 穰二 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

(注) 押印を省略する場合は、担当者氏名及び連絡先を記載

弊社は、過去____年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

注1) 平成21年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関との工事实績を有している場合に提出する。実績がない場合別紙第6を提出する。

注2) 下線部に年数を記入すること。

誓 約 書

契約担当官

陸上自衛隊施設学校

会計課長 村川 穰二 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

(注) 押印を省略する場合は、担当者氏名及び連絡先を記載

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	（中学校以降を記載）
	職歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資格	（特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
現場代理人	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	

現場代理人	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特になし項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

業務従事者一覧

監理技術 者	氏名	防衛 太郎
	所属	〇〇建設△△支店工務部
	役職	工務主任
	学歴	〇〇中学校→〇〇高校→〇〇専門学校（〇年卒）
	職歴	××工務店→□□工業→〇〇建設（〇年入社）
	業務経験	国内土木工事に従事
	研修実績その他の経歴	特になし
	専門的知識その他の知見	土木工事全般に関する専門的知識
	資格	1級土木工事施工管理技士
	母語及び外国語能力	日本語
	国籍その他文化的背景	日本
現場代理 人	業績等	特になし
	氏名	防衛 次郎
	所属	〇〇建設△△支店工務部
	役職	工務主任
	学歴	〇〇中学校→〇〇高校（〇年卒）
	職歴	〇〇建設（〇年入社）
	業務経験	国内土木工事に従事
	研修実績その他の経歴	特になし

	専門的知識その他の知見	土木工事全般に関する専門的知識
	資格	1級土木工事施工管理技士
	母語及び外国語能力	日本語
	国籍その他文化的背景	日本
	業績等	特になし
担当技術者	氏名	担当技術者は配置しない
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注： 1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
- 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

〇〇建設社内規則（例）

第1条 〇〇〇

第2条 〇〇〇

第3条 〇〇〇

第〇条 顧客との契約により、取扱いを制限された情報については、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接してはならず、また、地位を利用して提供を要求してはならない。

第△条 第〇条については、代表者が要求する場合にはその限りではない。

〇 にあるような文言が含まれていれば良い

△ のような例外規定がある場合は認められない

申 出 書

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 村川 穰二 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

(注) 押印を省略する場合は、担当者氏名及び連絡先を記載

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 (氏名)
役 員 (氏名)

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての氏名を記載すること。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	市ヶ谷興業
	代表者名及び国籍	市ヶ谷 進 国籍 日本
	本社所在地	東京都新宿区市ヶ谷
地域統括会社	会社名	新宿産業
	代表者名及び国籍	新宿 譲可 国籍 日本
	本社所在地	東京都新宿区西新宿
ブランド・ライセンサー	会社名	ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントは存在しない
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注： 1 いずれかの「☐」に「☒」を付す。
- 2 資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

〇〇建設における情報取扱い理念（例）

第1条 〇〇〇
第2条 〇〇〇
第3条 〇〇〇

第〇条 顧客との契約により、取扱いを制限された情報については、親会社等の指導、監督等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその情報提供の対象としないこと。

第△条 第〇条については、地域統括会社が要求する場合にはその限りではない。

にあるような文言が含まれていれば良い

のような例外規定がある場合は認められない

別紙第10-1
令和 年 月 日

申 出 書

契約担当官
陸上自衛隊施設学校
会計課長 村川 穰二 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

(注) 押印を省略する場合は、担当者氏名及び連絡先を記載

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 (商号又は名称・代表者氏名)
地域統括会社 (商号又は名称・代表者氏名)
ブランド・ライセンサー (商号又は名称・代表者氏名)
フランチャイザー (商号又は名称・代表者氏名)
コンサルタント (商号又は名称・代表者氏名)

※別紙様式第9の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

※上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係る質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事「公共建築数量積算基準（最新版）国土交通省大臣官房庁営繕部制定」

イ 土木工事「土木工事数量調書作成の手引き（最新版）整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事「公共建築設備数量積算基準（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」「防衛施設設備積算基準（最新版）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事「防衛施設設備積算要領（最新版）整備計画局施設技術管理官制定」「通信工事積算要領（最新版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事「公共建築工事内訳書標準様式（最新版）国土交通省大臣官房庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事「公共建築設備工事内訳書標準様式（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

4 数量書の取扱いについて

数量書については、次のとおり取り扱うものとし、工事費積算等の目的以外に第三者に貸与し、複写、閲覧させてはならない。またこの数量書は、開札日の入札書あるいは開札日前日の工事費内訳明細書提出時に返却するものとする。

5 数量公開

次ページの通りとする。

数量内訳書

細別／規格	算 定	数 量
1 建築工事		
1 仮設工事		
(1)墨出し(内部改修) 複合改修	図番4/25 1階シャワー室平面図から $2.525 \times 5.54 = 13.98 \text{ m}^2$ 図番15/25 2階シャワー室平面図から $2.525 \times 5.54 = 13.98 \text{ m}^2$ $13.98 + 13.98 = 27.96 \text{ m}^2 \div 28 \text{ m}^2$	28 m^2
(2)養生(内部改修) 複合改修	1-(1)より28 m^2	28 m^2
(3)整理清掃後片付け(内部改修) 複合改修	1-(1)より28 m^2	28 m^2
(4)内部仕上足場 階高4.0m以下 脚立足場 改修 一般	1-(1)より28 m^2	28 m^2
(5)仮設材運搬	1-(1)より28 m^2	28 m^2
2 防水工事		
(1)シーリング MS-2	図番5/25 1階シャワー室天井伏せ図から $(1.625 \times 2) + 1.91 = 5.16$ $(5.22 \times 2) + 2.525 = 12.965$ 図番16/25 2階シャワー室天井伏せ図から $(1.625 \times 2) + 1.49 = 4.74$ $(5.22 \times 2) + 2.525 = 12.965$ $(12.965 \times 2) + 5.16 + 4.74 = 35.83 \div 35.8 \text{ m}$	35.8 m
3 金属工事		
(1)天井点検口 アルミ製 450角	図番5/25 1階シャワー室天井伏せ図から 1箇所 図番16/25 2階シャワー室天井伏せ図から 1箇所	2 箇所
(2)軽量鉄骨壁下地 スタッド50形@300 直張り用	図番5/25 1階シャワー室天井伏せ図から 0.9 図番7/25 D面展開図から 2.57 図番16/25 2階シャワー室天井伏せ図から 0.9 図番18/25 D面展開図から 2.57 $(0.9 \times 2.57) \times 2 = 4.62 \div 4.6 \text{ m}^2$	4.6 m^2
(3)軽量鉄骨天井下地 野縁19形@300 直張り用	図番5/25 1階シャワー室天井伏せ図から $(5.22 \text{ m} + 0.32 \text{ m}) \times 2.525 \text{ m} = 13.98 \text{ m}^2$ 図番16/25 2階シャワー室天井伏せ図から $(5.22 \text{ m} + 0.32 \text{ m}) \times 2.525 \text{ m} = 13.98 \text{ m}^2 \times 2 = 27.96 \div 28 \text{ m}^2$	28 m^2
(4)天井下地開口部補強 ボード等切込共 点検口用	図番5/25 1階シャワー室天井伏せ図から 1箇所 図番16/25 2階シャワー室天井伏せ図から 1箇所	2 箇所

4 左官工事		
(1)床樹脂モルタル塗り	図番5/25 1階シャワー室天井伏せ図から $(5.22 \times 2.525) - (3.63 \times 0.9) = 9.91$ 図番16/25 2階シャワー室天井伏せ図から $(5.22 \times 2.525) - (4.05 \times 0.9) = 9.53$ $9.91 + 9.53 = 19.44 \div 19.4 \text{ m}^2$	19.4 m ²
(2)複層塗材E ゆず肌ローラー塗	図番7/25 展開図(整備後)より A面 $(2.57 \text{m} \times 2.525 \text{m}) - ((1.48 \text{m} \times 1.62 \text{m}) + (0.1 \text{m} \times 2.53 \text{m})) = 3.58 \text{m}^2$ B面 $(2.57 \text{m} - 0.1 \text{m}) \times 5.54 \text{m} = 13.68 \text{m}^2$ C面 $(2.57 \text{m} - 0.1 \text{m}) \times 2.525 \text{m} - (0.9 \text{m} \times 2 \text{m}) = 4.66 \text{m}^2$ D面 $13.68 \text{m}^2 - (0.84 \times 2 \times 4) = 6.96 \text{m}^2$ 図番18/25 展開図(整備後)より A面 $(2.57 \text{m} \times 2.525 \text{m}) - ((1.48 \text{m} \times 1.62 \text{m}) + (0.1 \text{m} \times 2.53 \text{m})) = 3.58 \text{m}^2$ B面 $(2.57 \text{m} - 0.1 \text{m}) \times 5.54 \text{m} = 13.68 \text{m}^2$ C面 $(2.57 \text{m} - 0.1 \text{m}) \times 2.525 \text{m} - (0.9 \text{m} \times 2 \text{m}) = 4.66 \text{m}^2$ D面 $13.68 \text{m}^2 - (0.84 \times 2 \times 3) = 8.64 \text{m}^2$ $3.58 \times 2 + 13.68 \times 2 + 4.66 \times 2 + 6.96 + 8.64 = 59.44 \div 59.4 \text{ m}^2$	59.4 m ²
5 建具工事		
(1)カーテンレール カーテン含む	図番4/25 1階シャワー室平面図から $0.8 \times 3 \times 4 = 9.6 \text{m}$ 図番15/25 2階シャワー室平面図から $(0.8 \times 2 + 1) \times 3 = 7.8 \text{m}$ $9.6 + 7.8 = 17.4$	17.4 m
6 塗装工事		
(1)素地ごしらえ B種	4-(2)より59.4m ²	59.4 m ²
(2)NAD塗り B種(素地ごしらえ別途)	4-(2)より59.4m ²	59.4 m ²
7 内外装工事		
(1)床ビニル床シート張り 厚2.0mm 織布積層 ビニル床シート	図番5/25 1階シャワー室天井伏せ図から $((5.22 \text{m} + 0.32 \text{m}) \times 2.525 \text{m}) - (3.63 \text{m} \times 0.9 \text{m}) = 10.72 \text{m}^2$ 図番16/25 2階シャワー室天井伏せ図から $((5.22 \text{m} + 0.32 \text{m}) \times 2.525 \text{m}) - (4.05 \text{m} \times 0.9 \text{m}) = 10.34 \text{m}^2$ $10.72 + 10.34 = 21.06 \div 21.1 \text{ m}^2$	21.1 m ²
(2)シーリング石膏ボード張り 壁 厚12.5	3-(2)より4.6m ²	4.6 m ²
(3)シーリング石膏ボード張り 天井 厚9.5	3-(3)より28m ²	28 m ²

(4)ビニル巾木	図番5/25 1階シャワー室天井伏せ図から $2.525 \times 2 + (0.32 + 5.22) \times 2 - 0.9 = 15.23$ 図番16/25 2階シャワー室天井伏せ図から $2.525 \times 2 + (0.32 + 5.22) \times 2 - 0.9 = 15.23$ $15.23 \times 2 = 30.46 = 30.5\text{m}$	30.5 m
8 撤去工事		
(1)壁タイル撤去	6-(4)より30.5m $30.5\text{m} \times 0.1\text{m} = 3.05 \div 3\text{m}^2$	3 m ²
(2)天井合板・ボード撤去	3-(3)より28m ²	28 m ²
(3)天井下地撤去	3-(3)より28m ²	28 m ²
2 電気設備工事		
1 配管工事		
(1)メタルモールB型	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 2m 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 2m	4 m
2 配線工事		
(1)EM-EEFケーブル線 1.6mm-2C 天井ころがし配線	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 21m 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 21m	42 m
(2)EM-EEFケーブル線 1.6mm-3C 天井ころがし配線	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 10m 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 10m	20 m
(3)EM-EEFケーブル線 2.0mm-3C 天井ころがし配線	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 14m 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 14m	28 m
3 電灯設備		
(1)タンブラスイッチ シャワーユニット照明 連用形1P15A*1	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 4個 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 3個	7 個
(2)タンブラスイッチ シャワー室内照明+換気設備 連用形1P15A*1	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 2個 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 2個	4 個
(3)LED照明器具 LRS13	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 3灯 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 3灯	6 灯
(4)スポット感知器 定温式	図番14/25 1階シャワー室電灯設備図より 1個 図番24/25 1階シャワー室電灯設備図より 1個	2 個

(5)コンセント 2P15A*1接地端子付	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 1個 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 1個	2 個
4 撤去工事		
(1)タンブラスイッチ 連用形1P15A	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 1個 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 1個	2 個
(2)スポット感知器 定温式	図番14/25 1階シャワー室電灯設備図より 1個 図番24/25 1階シャワー室電灯設備図より 1個	1 個
(3)PF管 PF14	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 4m 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 4m	8 m
(4)600V絶縁電線 1.6mm×2 PF管配線	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 2.4m 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 2.4m	4.8 m
(5)600V絶縁電線 1.6mm×3	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 2.8m 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 2.8m	5.6 m
(6)600V絶縁ケーブル 1.6mm-3C	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 5.1m 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 5.1m	10.2 m
(7)蛍光灯器具 露出形 FL40W	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 3灯 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 3灯	6 灯
5 はつり工事		
(1)機械はつり 32 φ 200厚	図番13/25 1階シャワー室電灯設備図より 2箇所 図番23/25 1階シャワー室電灯設備図より 2箇所	4 箇所
3 機械設備工事		
1 配管工事		
(1)架橋ポリエチレン管 給水用 13A さや管ヘッダー方式	図番8/25 1階シャワー室給排水設備図より 14m 図番19/25 2階シャワー室給排水設備図より 14m	28 m
(2)架橋ポリエチレン管 給湯用 13A さや管ヘッダー方式	図番8/25 1階シャワー室給排水設備図より 14m 図番19/25 2階シャワー室給排水設備図より 14m	28 m
(3)硬質ポリ塩化ビニル管 VP50A JIS K 6741 機械室	図番8/25 1階シャワー室給排水設備図より 3.6m 図番19/25 2階シャワー室給排水設備図より 3.6m	7.2 m
(4)硬質ポリ塩化ビニル管 VP65A JIS K 6741 機械室	図番8/25 1階シャワー室給排水設備図より 4.4m 図番19/25 2階シャワー室給排水設備図より 4.4m	8.8 m

(5)ガス管 配管用炭素鋼管(ねじ接合) 白20A	図番25/25 北側立面図から 7m	7 m
2 保温工事		
(1)配管保温 ポリエチレンフォーム50A 機械室	1-(3)より7.2m	7.2 m
(2)配管保温 ポリエチレンフォーム65A 機械室	1-(4)より8.8m	8.8 m
3 空気調和工事		
(1)ストレートシロッコファン 送風機(片吸込) 150φ:天吊用埋込型	図番12/25 1階換気設備図より1台 図番22/25 2階換気設備図より1台	2 台
4 ダクト設備工事		
(1)スパイラルダクト 低圧ダクト 100φ[板厚0.5]	図番12/25 1階換気設備図より8.8m 図番22/25 2階換気設備図より8.8m	17.6 m
(2)スパイラルダクト 低圧ダクト 150φ[板厚0.5]	図番12/25 1階換気設備図より4m 図番22/25 2階換気設備図より4m	8 m
5 衛生器具設備		
(1)シャワーユニット TOTO JSV0812UL	図番15/25 2階シャワー室平面図より3個	3 個
(2)シャワーユニット TOTO JSV0808UL	図番4/25 1階シャワー室平面図より4個	4 個
6 排水設備		
(1)床上掃除口 COA 65	図番8/25 1階シャワー室給排水設備図より 1箇所 図番19/25 2階シャワー室給排水設備図より 1箇所	2 箇所
7 給湯設備		
(1)瞬間湯沸器 20号	図番19/25 2階シャワー室給排水設備図より 1台	1 台
(2)瞬間湯沸器 24号	図番8/25 1階シャワー室給排水設備図より 1台	1 台

細別／規格	算 定	数 量
8 撤去工事		
(1)鋼管 SGP-PA 20A 再使用しない	図番8／25 1階シャワー室給排水設備図より 6.75m 図番19／25 2階シャワー室給排水設備図より 6.75m $6.75 \times 2 = 13.5\text{m}$	13.5 m
(2)鋼管 SGP-PA 25A 再使用しない	図番8／25 1階シャワー室給排水設備図より 10.84m 図番19／25 2階シャワー室給排水設備図より 10.84m $10.84 \times 2 = 21.68 \div 21.7\text{m}$	21.7 m
(3)銅管(M) 銅管(M) 20A(3/4) 再使用しない	図番8／25 1階シャワー室給排水設備図より 5.75m 図番19／25 2階シャワー室給排水設備図より 5.75m $5.75 \times 2 = 11.5\text{m}$	11.5 m
(4)銅管(M) 銅管(M) 25A(1) 再使用しない	図番8／25 1階シャワー室給排水設備図より 11.43m 図番19／25 2階シャワー室給排水設備図より 11.43m $11.43 \times 2 = 22.86 \div 22.9\text{m}$	22.9 m
(5)配管用炭素鋼鋼管 配管用炭素鋼鋼管(白) 50A 再使用しない	図番8／25 1階シャワー室給排水設備図より 6m 図番19／25 2階シャワー室給排水設備図より 6m $6 + 6 = 12\text{m}$	12 m
(6)配管用炭素鋼鋼管 配管用炭素鋼鋼管(白) 65A 再使用しない	図番8／25 1階シャワー室給排水設備図より 4.8m 図番19／25 2階シャワー室給排水設備図より 4.8m $4.8 + 4.8 = 9.6\text{m}$	9.6 m
(7)床上掃除口 COB 65 再使用しない	図番8／25 1階シャワー室給排水設備図より 1個 図番19／25 2階シャワー室給排水設備図より 1個	2 個
(8)床排水トラップ T3B-50 再使用しない	図番8／25 1階シャワー室給排水設備図より 5個 図番19／25 2階シャワー室給排水設備図より 5個	10 個
(9)換気扇 天井埋込型 三菱電機製:VD20ZB5 再使用しない	図番22／25 2階換気設備図より2台	2 台
(10)換気扇 天井埋込型 三菱電機製:VD20ZB2 再使用しない	図番12／25 1階換気設備図より2台	2 台
(11)ロックウール 呼び径:20A 再使用しない	図番8／25 1階シャワー室給排水設備図より $6.75\text{m} + 5.75\text{m} = 12.5\text{m}$ 図番19／25 2階シャワー室給排水設備図より $6.75\text{m} + 5.75\text{m} = 12.5\text{m}$ $12.5 \times 2 = 25\text{m}$	25 m
(12)ロックウール 呼び径:25A 再使用しない	図番8／25 1階シャワー室給排水設備図より $10.84\text{m} + 11.43\text{m} = 22.27\text{m}$ 図番19／25 2階シャワー室給排水設備図より $10.84\text{m} + 11.43\text{m} = 22.27\text{m}$ $22.27 \times 2 = 44.54 \div 44.5\text{m}$	44.5 m
(13)ロックウール 呼び径:50A 再使用しない	8-(5)より12m	12 m

[illegible]

表紙共 2 5 葉		
仕 様 書 番 号	No. 5 6	
作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 日	

1 4 5 号建物シャワ－室改修工事

陸上自衛隊施設学校

工事件名	1 4 5 号建物シャワ－室改修工事			図面番号	1/25
図 名	表紙			縮 尺	-
総務部長	管理課長	営繕班長	施設管理専門官	管財主任	工事企画係
					設計者
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班				作成年月日	令和 8 年 7 月 2 日

工 事 仕 様 書

1 工事件名：145号建物シャワー室改修工事

2 工事場所：茨城県ひたちなか市大字勝倉3433

3 工事概要：シャワー室改修 1式

4 工事種目：建築工事 一式

機械設備工事 一式

電気設備工事 一式

5 一般事項

(1) 本仕様書は、「145号建物シャワー室改修工事」に適用する。

(2) 本工事は、本仕様書及び図面によるほか、次に挙げる標準仕様書及び監督官の指示により施工するものとし、特に記載、指示がなくとも技術的に当然なすべきことは契約相手方の負担により確実に実施すること。

ア 国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編・電気設備工事編）」

イ 国土交通省監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編・電気設備工事編）」

(3) 図面に記載なき材料及び工法等は標準仕様書によるほか、使用する材料等の仕様による。

(4) 図面の内容と現況とに相違のある場合、図面に明記なき場合又は疑義が生じた場合には、監督官を通じて契約担当官と協議する。

(5) 責任施工

工事施工は、すべて設計図及び工事標準仕様書並びに工事仕様書に示されたとおりとし、完成後の機能を完全に満足させるよう誠実に施工するものとする。

(6) 現場代理人及び主任技術者

現場代理人は、工事施工に関する諸法規及び諸規定に精通し、かつ、十分な経験を有する者とす。国家資格等を必要とする施工の場合は、その資格を有するものとし、その資格の写しを監督官に1部提出するものとする。

(7) 工事工程表

請負業者は、工程表を監督官に提出し承認を受けるものとする。工程表の変更を必要とする場合は、その都度監督官の承認を受けるものとする。

(8) 材料

ア 取説用及び特に示されたもの以外はすべて新品であること。

イ 工事に使用する材料は、監督官立会のもと検査を受け、合格したものを使用すること。

ウ 使用する主要な材料及び監督官の指定する材料は、見本・カタログ・承認図・施工図を提出して承認を受ける。

(9) 現場管理

ア 作業現場の管理は、関係法規及び部隊規定に従い遺漏なく行い、事故防止に万全の対策を講じ、常に注意を怠らないようにする。

イ 本補修の施工に伴い、他の施設及び物品等に汚損または損傷を与えた場合は、請負業者の負担により直ちに現状復旧する。

ウ 使用する電気及び水については、請負業者において持ち込みとする。

(10) 写真

ア 写真はカラーとし、写真帳に整理し、1部提出するものとする。

イ 撮影要領

(7) 各工程毎施工前、施工中（特に、外部から明視できなくなることのある箇所は確実に撮影する）及び完成後、同一場所、同一方向から撮影する。

(4) 作業看板（黒板等）には工程等を明確に記載する。

(6) 資材搬入時、規格及び数量等が明確になる写真を写すものとする。

(2) その他、撮影の細部については、監督官の指示によるものとする。

(11) 関係書類等の管理

ア 関係書類、パソコン及び記憶媒体の適切な管理を行い、情報流出の防止に万全を期する。

イ 請負業者は、本仕様書等を当該作業関係者以外に貸出し、複写及び回覧させてはならない。

(12) 作業実施日及び作業時間

ア 土日、祝日の作業は原則認めないものとする。

イ 作業時間は原則、駐屯地の日課時間（08:15～17:00）に合わせて実施する。

ウ 作業工程等の都合上、上記事項に不都合がある場合は、事前に監督官と協議のうえ、承認を得てから作業を実施する。

(13) 発生材等の処理

ア 金属類の発生材は発生材調書により監督官に引継ぐものとし、監督官の指定した場所に搬入する。それ以外の発生材については、監督官の指示に従う。

イ 産業廃棄物等は選別を行い、リサイクル等再資源化に努める。

ウ 産業廃棄物の処理については、請負業者の責任において各種関係法令に基づき適切に処分し、産業廃棄物管理票（E票）の写しをほか、その他監督官の指示するものを提出する。

なお、処理を委託する場合、委託契約書の写しも含めて提出する。

(14) 完成検査

ア 請負業者は検査官による完成検査を受けるものとし、不合格の場合は請負業者の負担により是正した後、再検査を受けるものとする。

イ 完成後、検査が不可能または困難な箇所は、その施工にあたり監督官の指示を受ける。

(15) 環境への配慮に関する要求事項

請負業者は「国等による環境物品等の調達等に関する法律（平成12年法律第100号）」第6条第1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示された基準に適合した作業が実施できる。

6 特記事項

工事に使用する材料は、次に示す材料若しくは、同等品以上とする。

(1) 建築工事

ア シーリング材 【MS-2】 変成シリコン系

イ 天井点検口 アルミ製 屋内用

ウ 軽量鉄骨下地

(ア) 壁 50形【直張り スタッド間隔300mm程度】

(イ) 天井 19形【直張り 野縁間隔300mm程度】

エ 床樹脂モルタル カチオン

オ 複層仕上塗材【呼び名：複層塗材CⅢ】ゆず肌状仕上げ 水系アクリルつや有り

カ ビニールシート 厚2.0mm（発泡層のないもの）

キ シーリングボード (GB-S)

(ア) 壁 厚12.5mm 突付け工法（ペベルエッジ）

(イ) 天井 厚9.5mm 目透かし工法

工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	2/25
図 名	工事仕様書（1）	縮 尺	-
陸上自衛隊施設学校総務部管理課構班		作成年月日	R8.7.2

(2) 電気設備工事

- ア 金属線び 金属モールド型
イ ケーブル 600Vポリエチレン絶縁熱線性ポリエチレンシースケープブル
ウ 照明スイッチ パナソニック製 WN5001 (シャワーユニット用は防雨プレート設置)
エ 換気設備スイッチ パナソニック製 WNH5141
オ シャワー室照明器具 公共施設型番：LRS13
カ 開閉器 三菱電機製 BVC120A100V30MA
キ 熱感知器 定温式

(3) 機械設備工事

- ア 給水管 架橋ポリエチレン管 給水用
イ 給湯管 架橋ポリエチレン管 給湯用
ウ 排水管 硬質ポリ塩化ビニル管
エ ストレートシロツコファン 三菱電機製 BFS120SG
オ スパイラルダクト 低圧ダクト 亜鉛鉄板 板厚0.5mm
カ シャワーユニット TOTO製 JSV0812UL、JSV0808UL
キ 床上掃除口 国交省記号 COB
ク 給水管・給湯管の架橋ポリエチレン管はスリムダクト内排管とする。
ケ ガス管 配管用炭素鋼管 白管
コ 給湯器 プロパンガス 20号、24号

6 提出書類

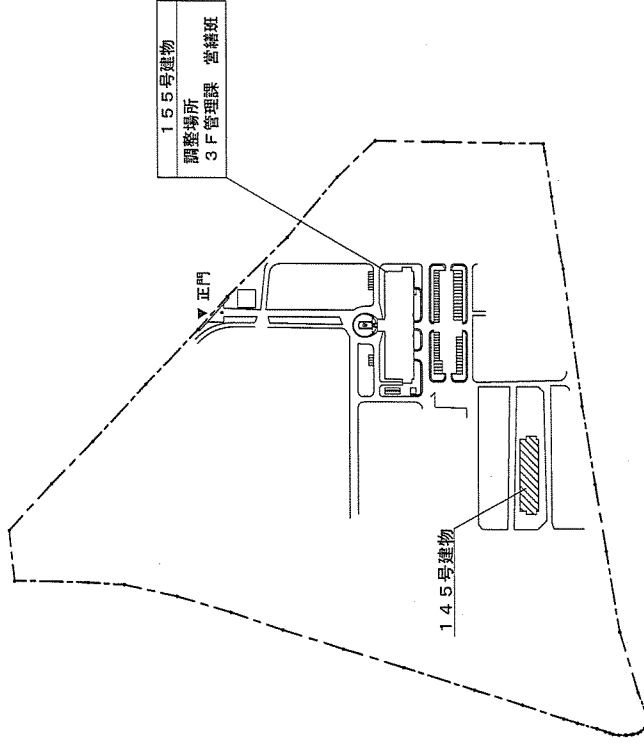
- (1) 工程表、工事日誌、工事竣工届、工事竣工届、現場代理人届、材料検査簿 (定型は部隊側から示す)
(2) 工事写真 (A4サイズに3枚を基準に編綴)
(3) その他監督官の指示する書類

7 完成検査

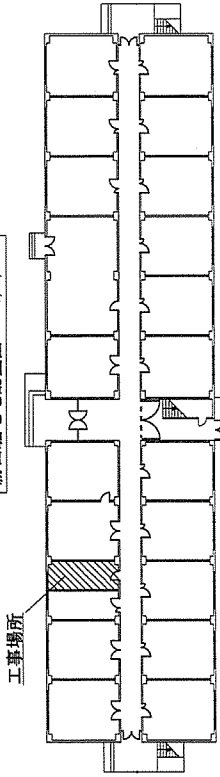
工事完了後に現場代理人等立会の上、検査官による完成検査を実施し、検査合格をもって本工事の完成とする。
なお指図があった事項は、検査官の指示する期限までに完了させ再検査を受けること。

8 調整先

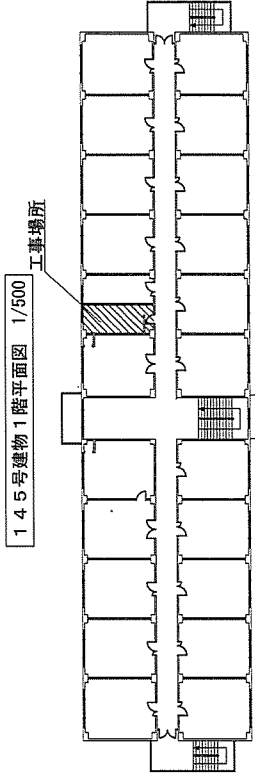
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班 工事企画係長
029-274-3211 (代表) 内線251



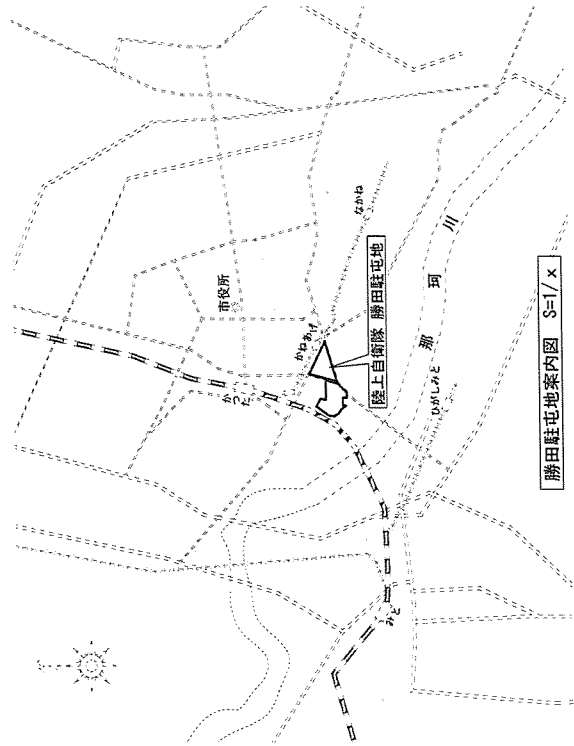
勝田駐屯地配置図 S=1/6,000



145号建物1階平面図 1/500



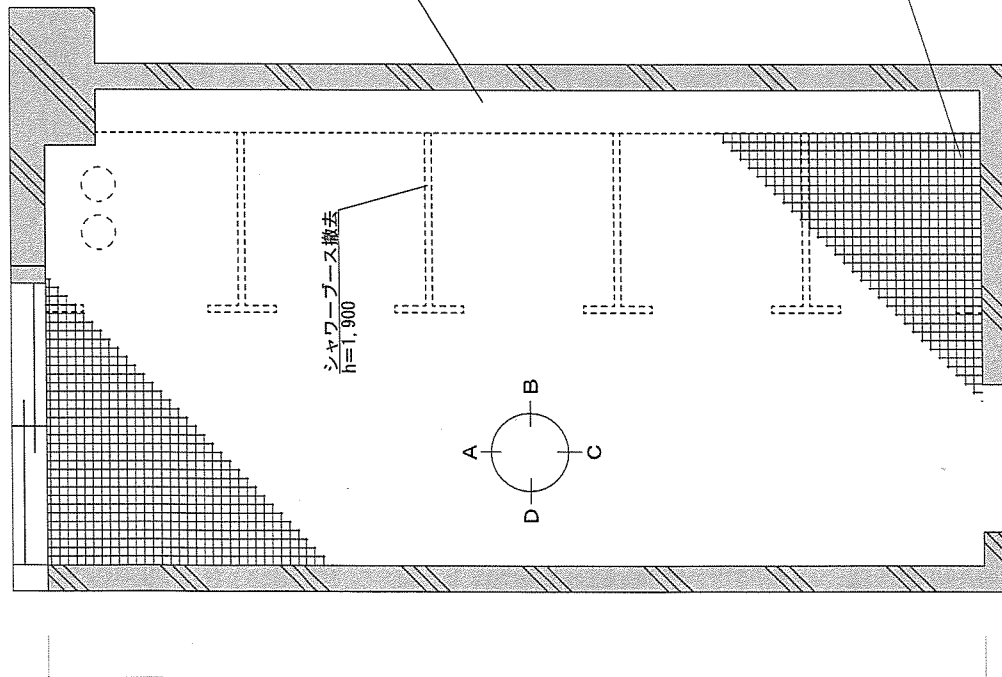
145号建物2階平面図 1/500



勝田駐屯地案内図 S=1/x

工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	3/25
図名	工事仕様書 (2)	縮尺	-
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	R8.7.2

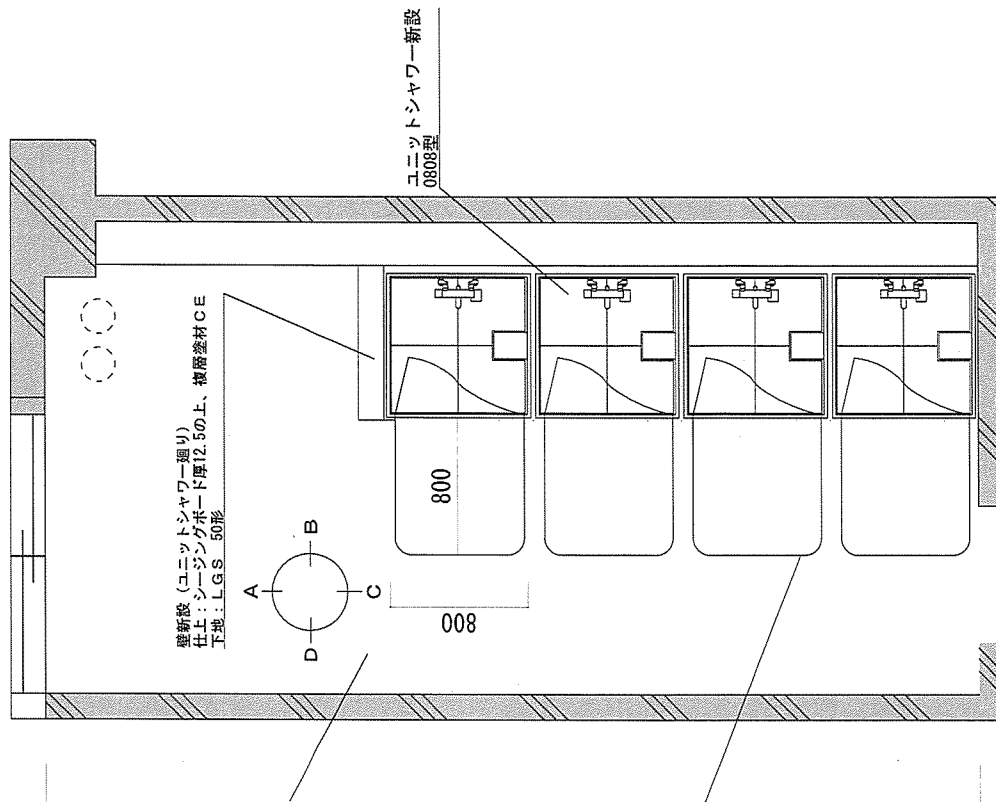
2,525



5,540

1階シャワー室平面図 S=1/30
(改修前)

2,525



壁新設 (ユニットシャワー一週り)
仕上: シーリングボード厚12.50の上、横層塗材CE
下地: LGS 50形

仕上: ビニル床シート t=2.0
下地: 既存にガサオン系樹脂モルタル塗り

カラパンバック
既存のまま

800

5,540

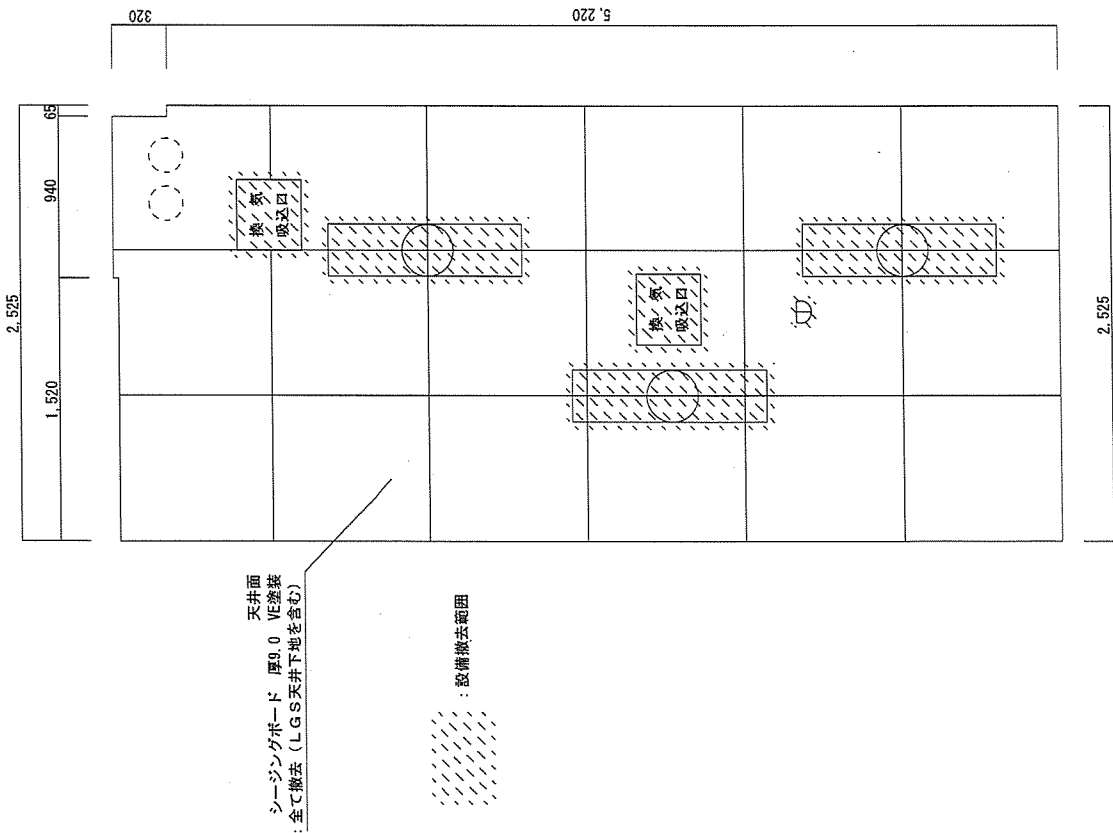
カーテンレール
シャワーカーテン設置

800

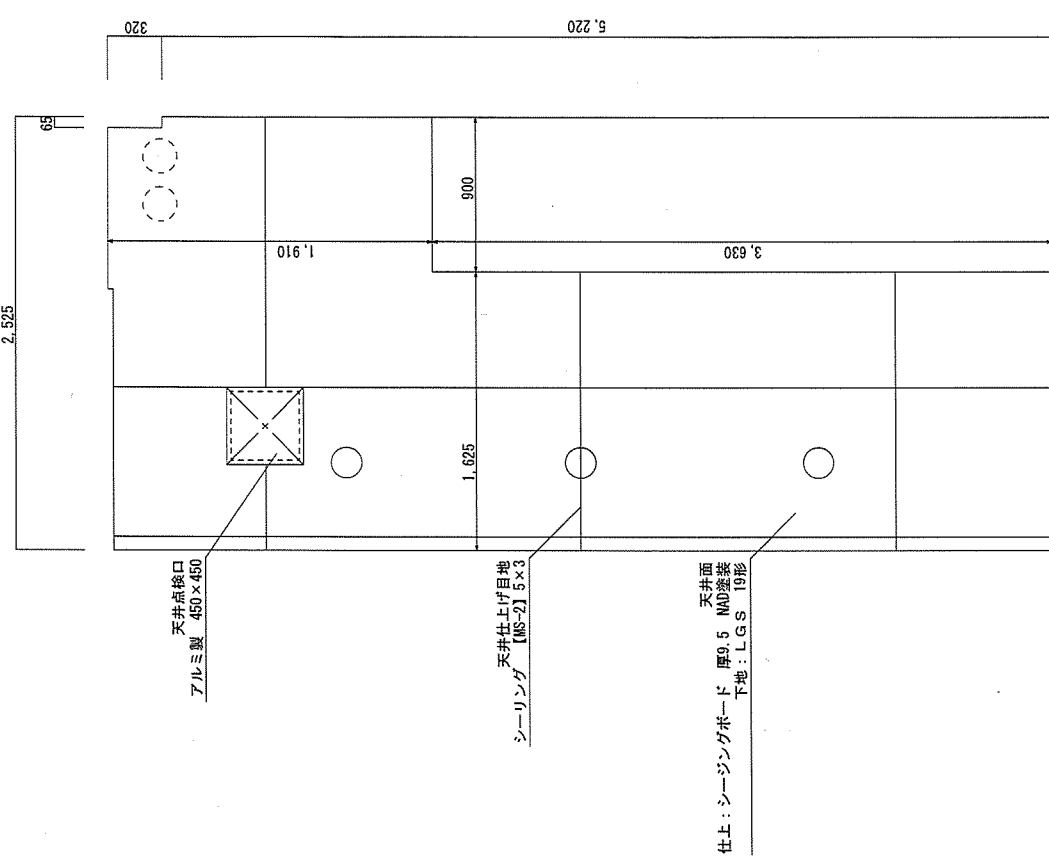
ユニットシャワー新設
0808型

1階シャワー室平面図 S=1/30
(改修後)

工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	4/25
図名	1階シャワー室平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課繕班		作成年月日	R8.7.2

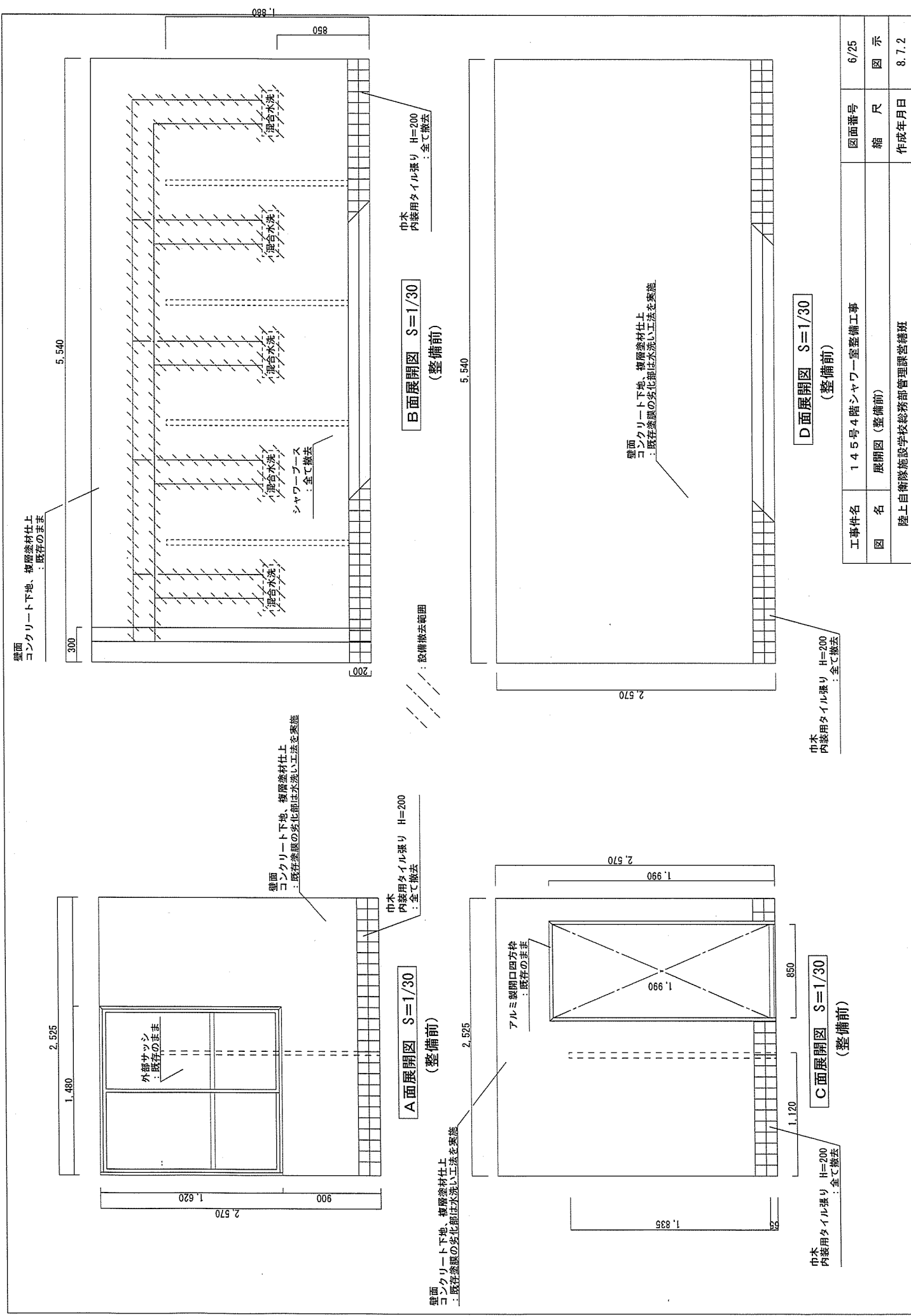


1階シャワー室天井伏せ図 S=1/30
(整備前)

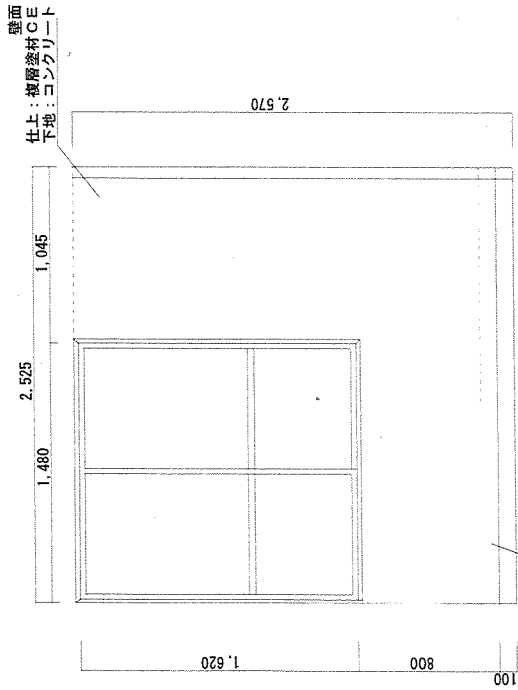


1階シャワー室天井伏せ図 S=1/30
(整備後)

工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	5/25
図名	1階シャワー室天井伏せ図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	R8.7.2

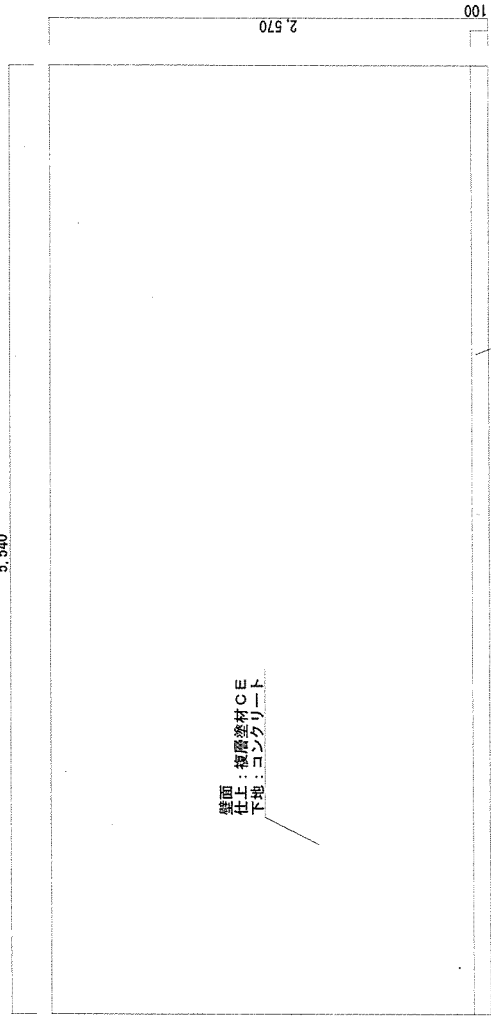


工事件名	145号4階シャワー室整備工事	図面番号	6/25
図名	展開図 (整備前)	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課繕班		作成年月日	8.7.2



A面展開図 S=1/30
(整備後)

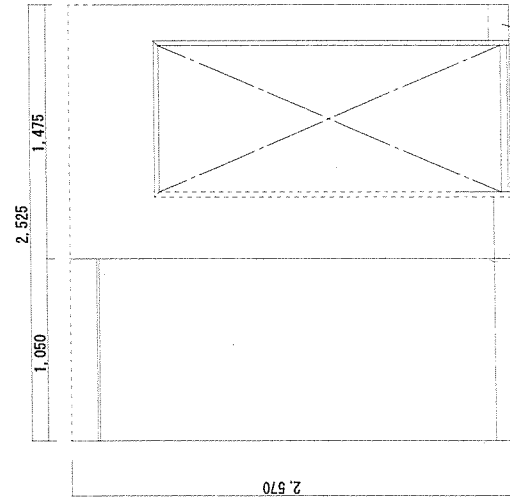
巾木
仕上: ビニル床シート厚2.0
立上げH=100



B面展開図 S=1/30
(整備後)

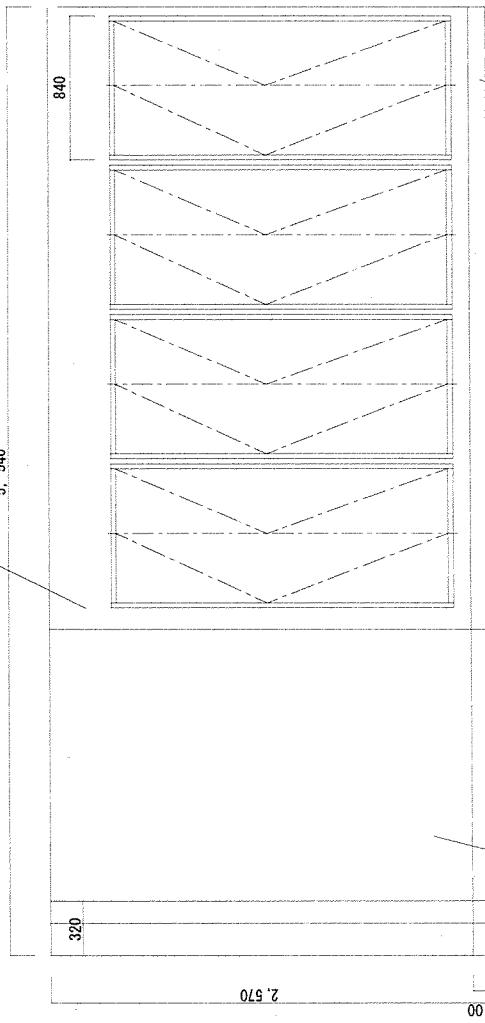
巾木
仕上: ビニル床シート厚2.0
立上げH=100

壁新設 (ユニットシャワー廻り)
仕上: ケイ酸カルシウム板厚8.00上、複層塗材CE
下地: LGS 50形@303



C面展開図 S=1/30
(整備後)

巾木
仕上: ビニル床シート厚2.0
立上げH=100

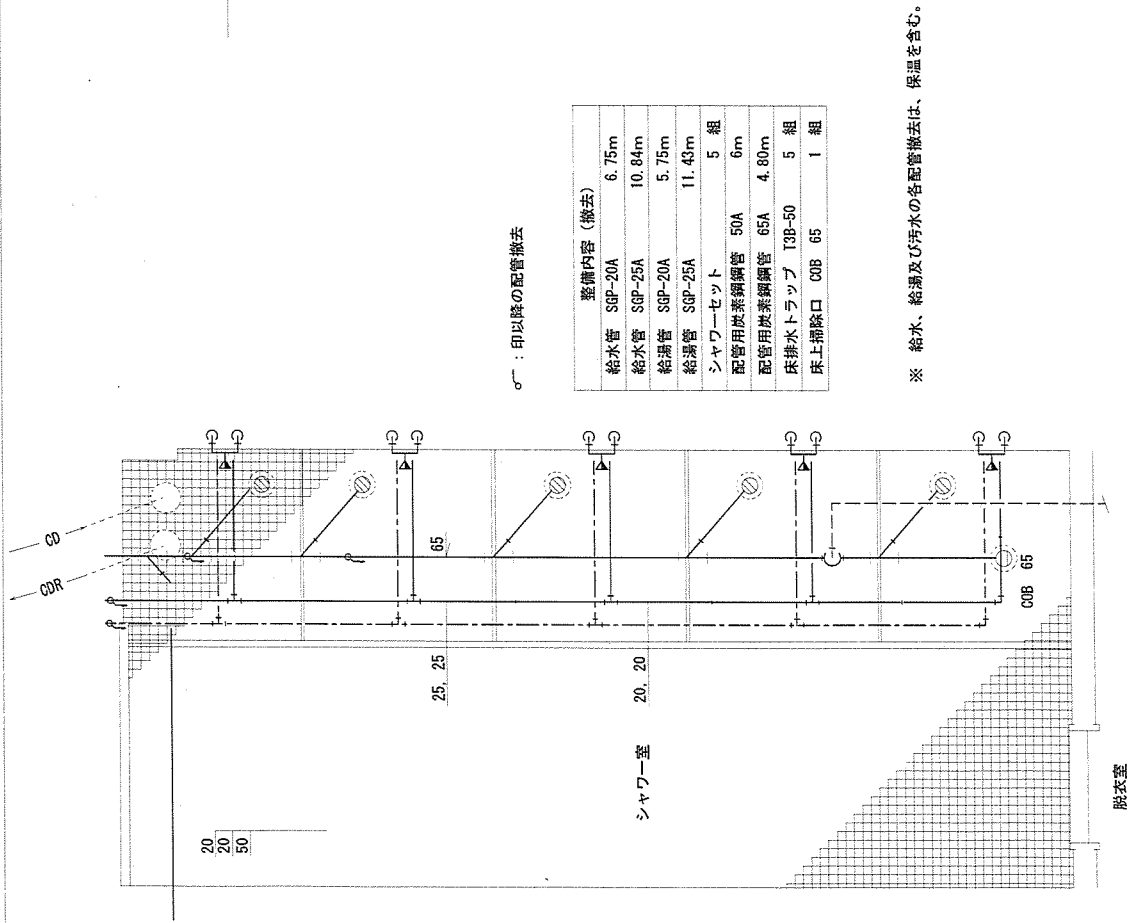


D面展開図 S=1/30
(整備後)

巾木
仕上: ビニル床シート厚2.0
立上げH=100

C面展開図 S=1/30
(整備後)

工事件名	145号4階シャワー室整備工事	図面番号	7/25
図名	展開図 (整備後)	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課構班		作成年月日	8.7.2



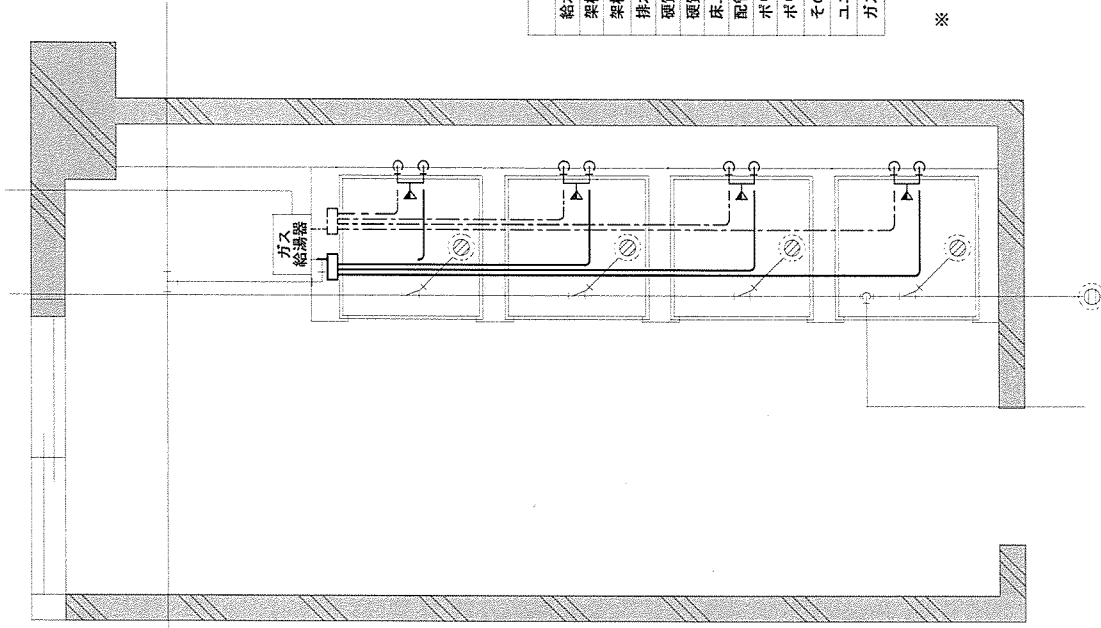
○：印以降の配管撤去

整備内容 (撤去)	
給水管 SGP-20A	6.75m
給水管 SGP-25A	10.84m
給湯管 SGP-20A	5.75m
給湯管 SGP-25A	11.43m
シャワーセット	5 組
配管用燃素銅管 50A	6m
配管用燃素銅管 65A	4.80m
床排水トラップ T3B-50	5 組
床排水除口 CDB 65	1 組

※ 給水、給湯及び汚水の各配管撤去は、保温を含む。

1階シャワー室給排水設備図 S=1/30

(改修前)



整備内容 (給排水設備)	
給水・給湯設備新設	
架橋ポリエチレン管 13A (給水用)	14m
架橋ポリエチレン管 13A (給湯用)	14m
排水設備新設	
硬質ポリ塩化ビニル管 50A (排水)	4.80m
硬質ポリ塩化ビニル管 65A (排水)	6.40m
床上掃除口CDB 65	1 組
配管保温新設	
ポリエチレンフォーム 20mm 50A	4.80m
ポリエチレンフォーム 20mm 65A	6.40m
その他	
ユニットシャワー設備	4 組
ガス給湯器 (24号)	1 台

※ 機材はつり部分は次のとおり。
125φスラブ厚200程度 6か所
排水管用 (シャワー室～脱衣室の壁貫通を含む)
75φスラブ厚200程度 1か所
給水管用

1階シャワー室給排水設備図 S=1/30

(改修後)

工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	8/25
図名	給排水設備図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課繕班		作成年月日	8.7.2



給水管 (SGP)

改修前給水管系統図 $S=1/X$

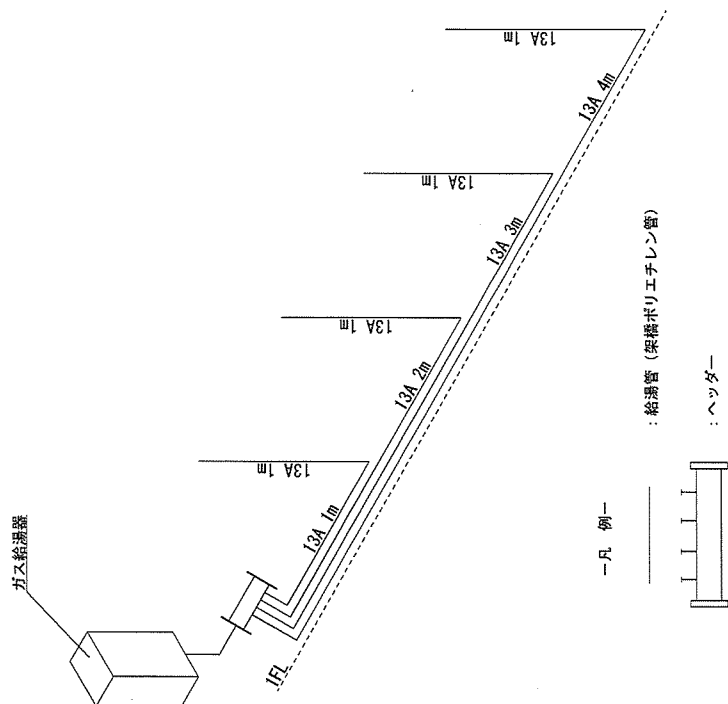


:給水管(架橋ポリエチレン管)

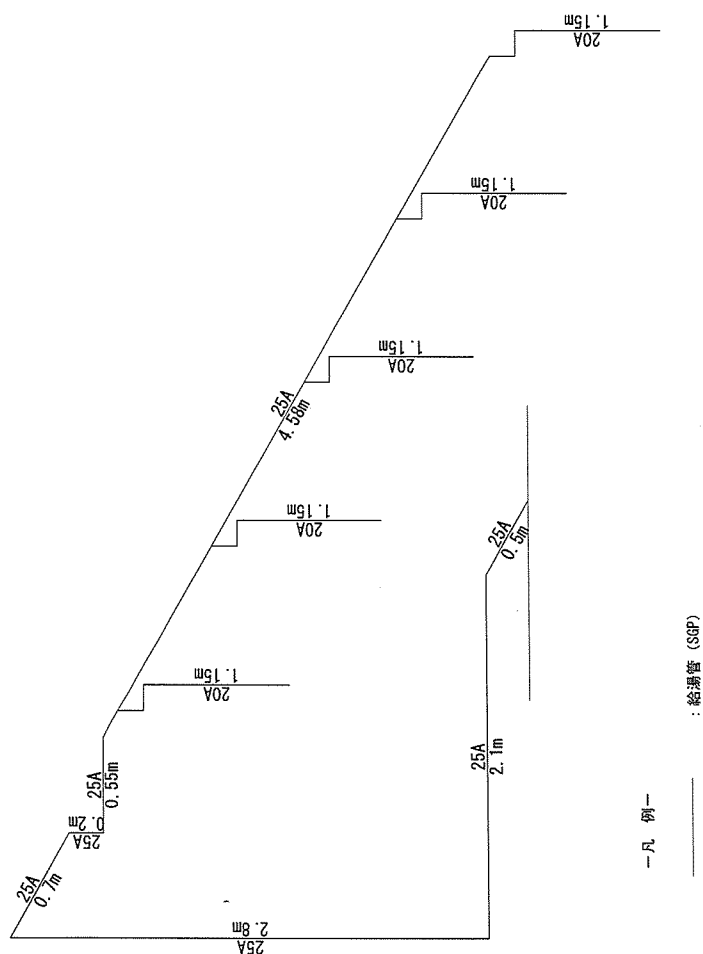
：ヘッダー

改修後給水管系統図 $S=1/X$

工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	9/25
図名	1階給水管系統図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班			作成年月日 8.7.2

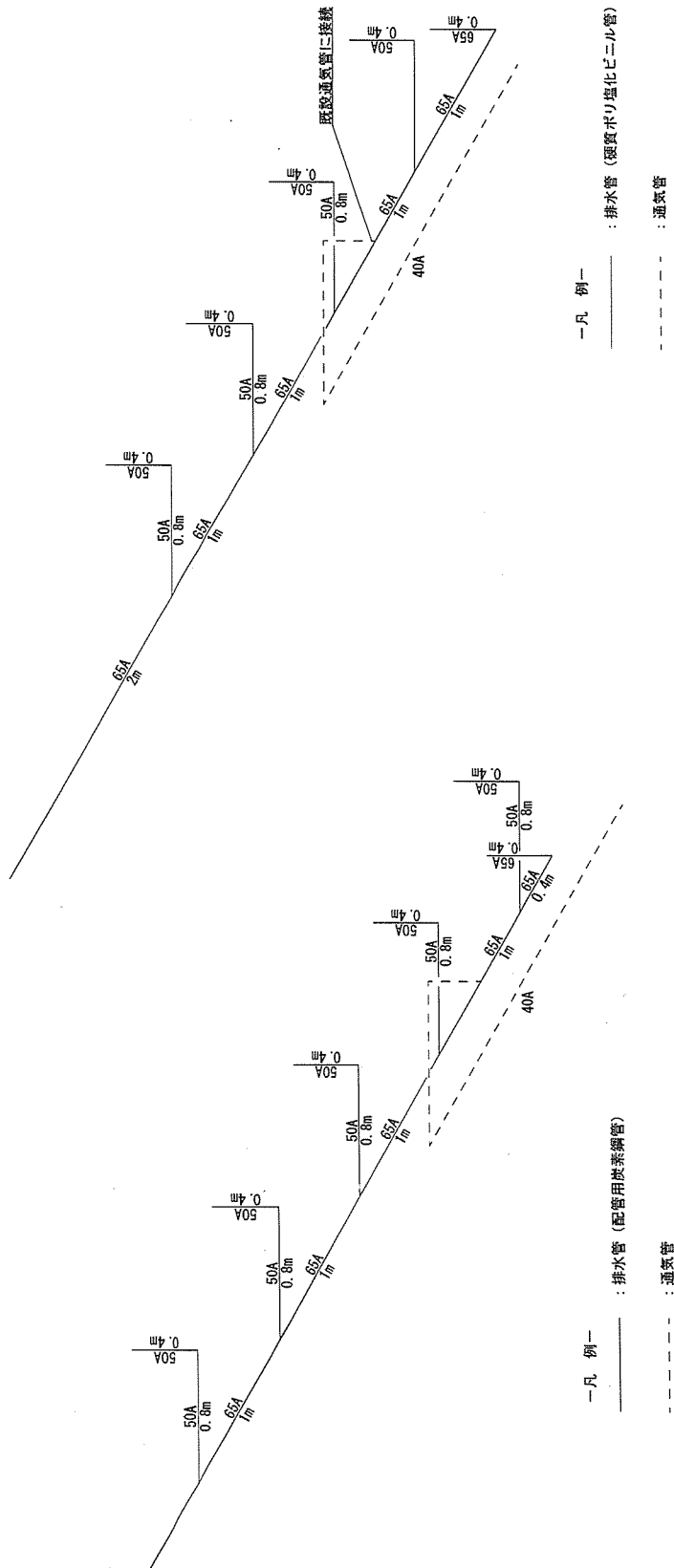


改修後給湯管系統図 $S=1/X$



改修前給湯管系統図 $S=1/X$

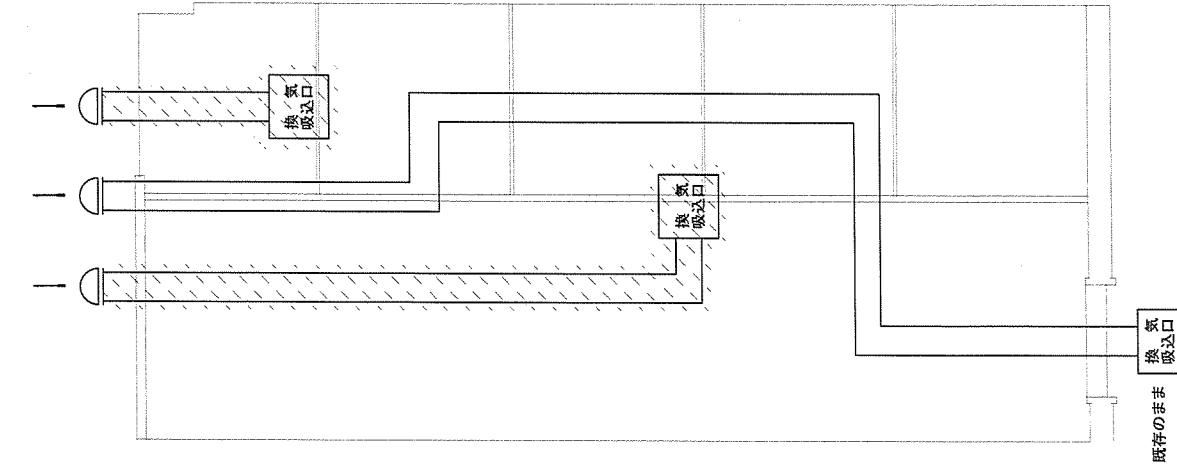
工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	10/25
図名	1階給湯管系統図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	8.7.2



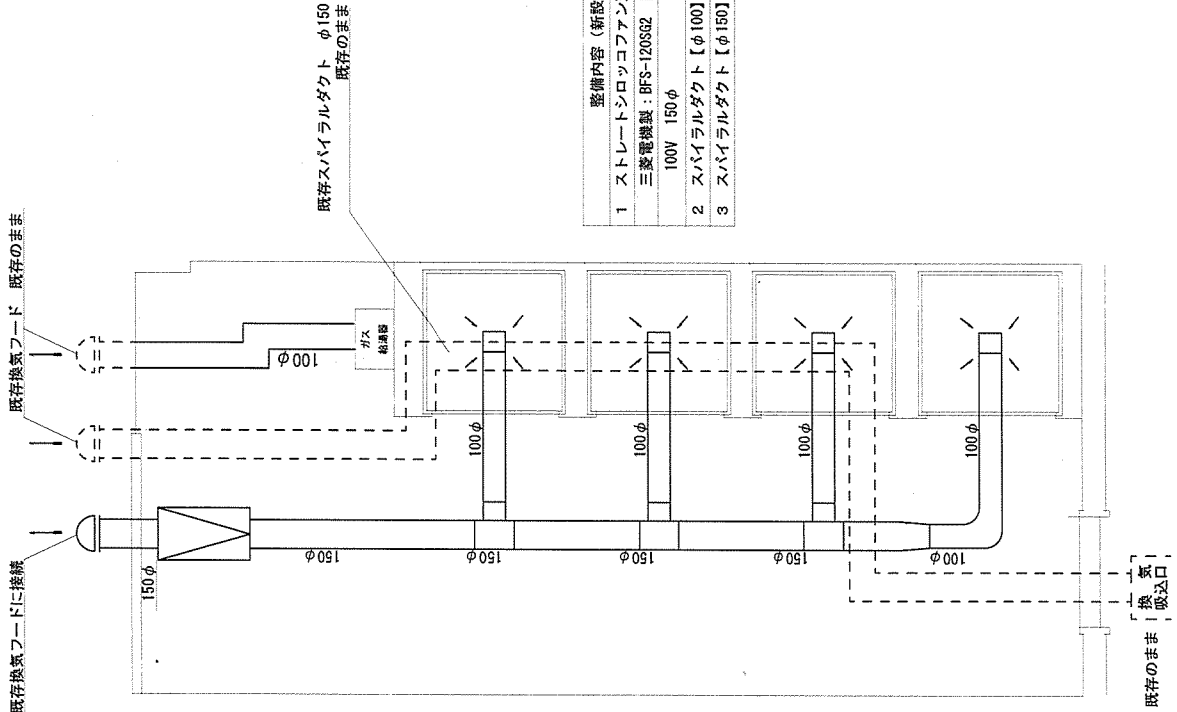
改修後排水管系統図 S=1:X

改修前排水管系統図 S=1:X

工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	11/25
図名	1階排水管系統図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	8.7.2



1階シャワー室換気設備図 S=1/30
(整備前)



整備内容 (撤去)	
・ 三菱電機製：VD-20ZB5	1組
・ 三菱電機製：VD-20ZB2	1組
・ スパイラルダクト【φ150】撤去	4.2m

整備内容 (新設)	
1 ストレートシロッコファン天吊埋込型新設 三菱電機製：BFS-120SG2 同等品以上	1台 100W 150φ
2 スパイラルダクト【φ100】新設	8.8m
3 スパイラルダクト【φ150】新設	4.0m

1階シャワー室換気設備図 S=1/30
(整備後)

工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	12/25
図名	1階換気設備図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	8.7.2

— 凡例 —



照明器具

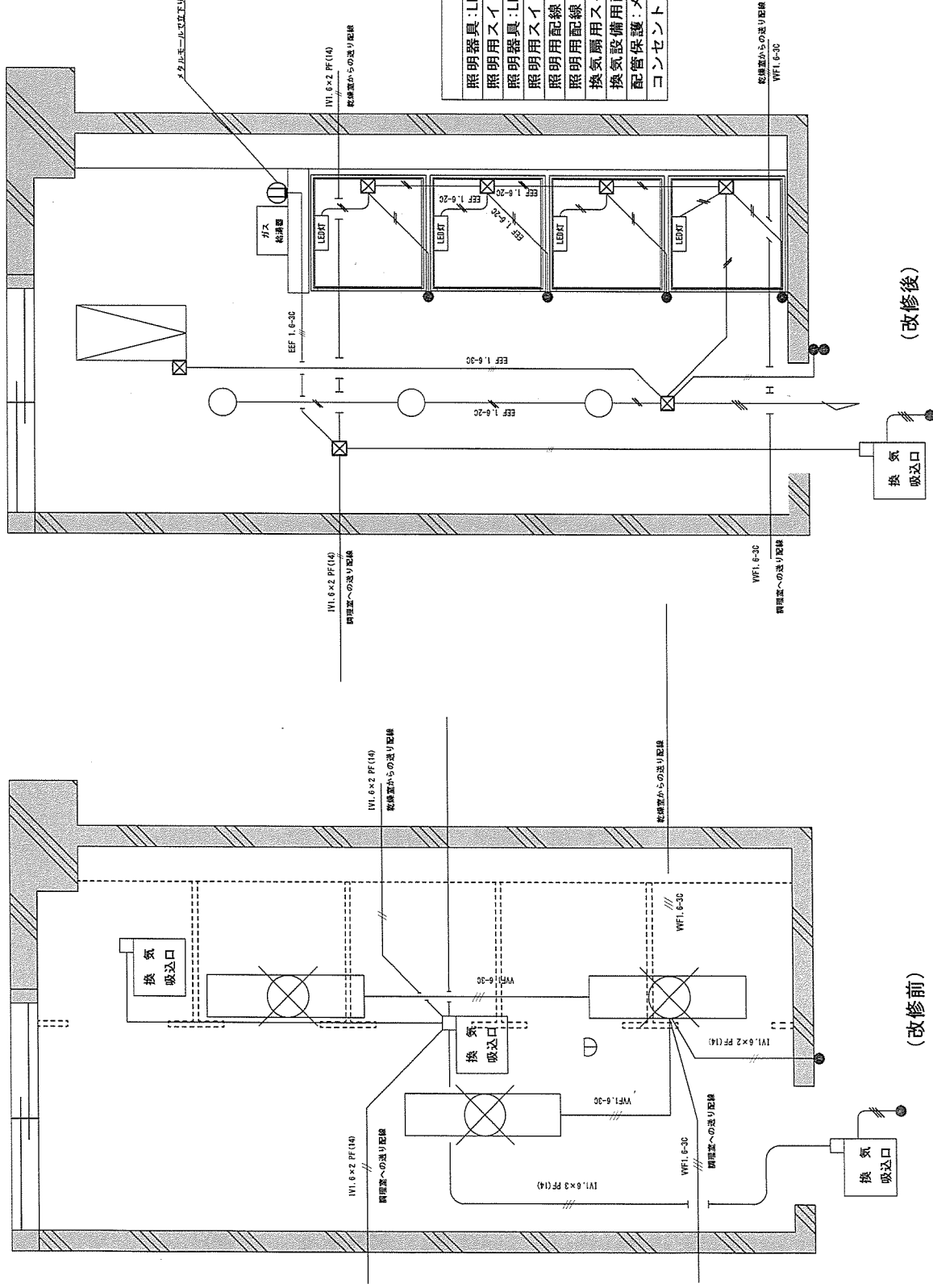
LEDダウンライト

スイッチ

ジョイントボックス

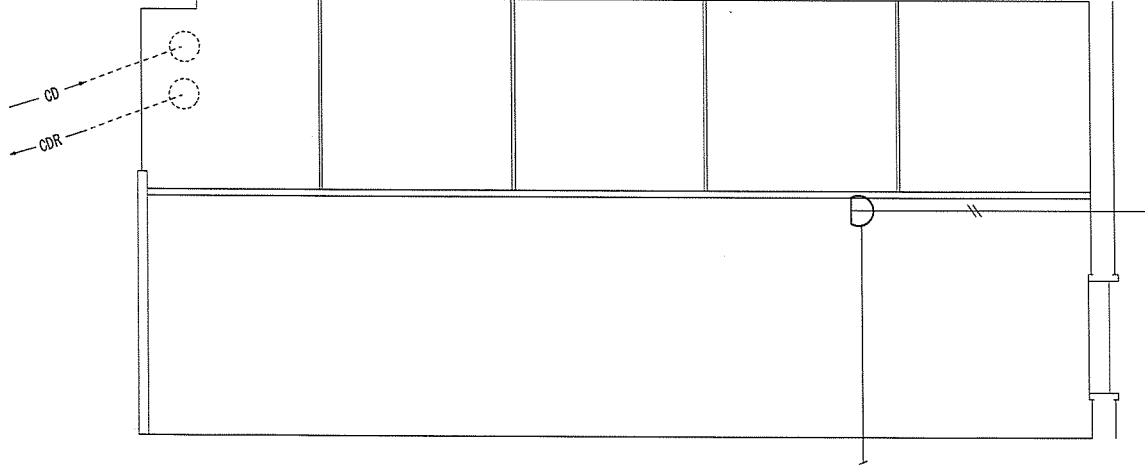
コンセント

新設内容	数量
照明器具: LEDダウンライト (天井埋込)	3灯
照明用スイッチ: 1P15A (露出)	1個
照明器具: LED照明 (露出)	1個
照明用スイッチ: 1P15A (埋込) (防雨)	4個
照明用配線: EEF1.6-2C	21m
照明用配線: EEF2.0-3C	14m
換気扇用スイッチ: 1P4A (露出)	1個
換気設備用配線: EEF1.6-3C	10m
配管保護: メタルモールB型	2m
コンセント: 2P15A*1 E付	1個



撤去内容	数量
照明器具: FL40W*1灯 (天井直付)	3灯
照明用スイッチ: 1P15A (埋込型)	1個
照明用配線: VWF1.6-3C	5.10m
照明用配線: IV1.6*2 PF (14)	2.40m
換気設備用配線: IV1.6*3 PF (14)	2.80m
電線管: PF (14)	4.00m

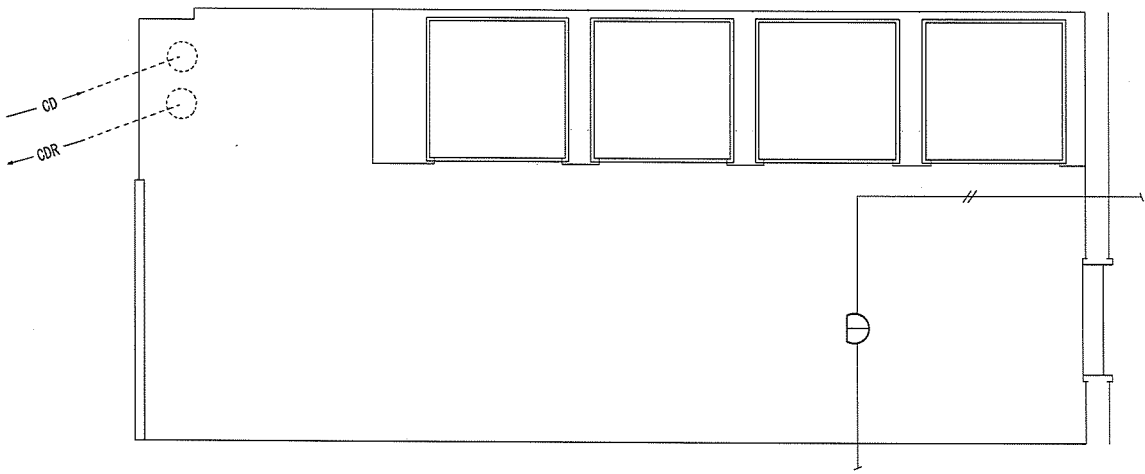
工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	13/25
図名	1階シャワー室電灯設備図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課繕班		作成年月日	8.7.2



整備内容（撤去）	
・ 定温式スポット型感知器（1種防水）	1 個
※ 火報線（IV1.2×2 PF16）は再使用とする。	

1階シャワー室自動火災報知設備図 S=1/30

（整備前）



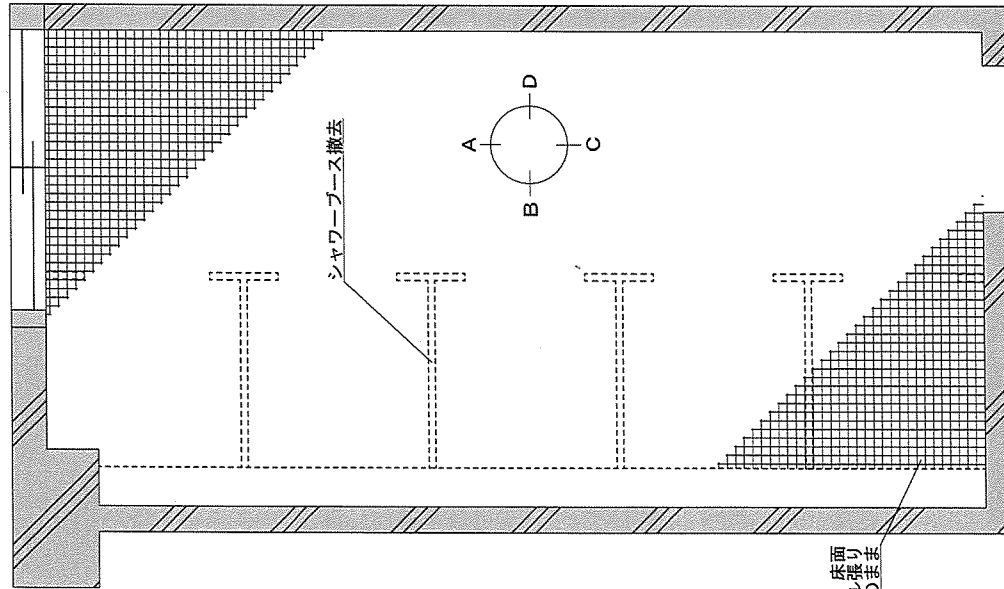
整備内容（新設）	
・ 定温式スポット型感知器（1種防水）	1 個
※ 火報線（IV1.2×2 PF16）は再使用とする。	

1階シャワー室自動火災報知設備図 S=1/30

（整備後）

工事件名	145号建物1階シャワー室改修工事	図面番号	14/25
図名	1階シャワー室自動火災報知設備図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課繕班		作成年月日	8.7.2

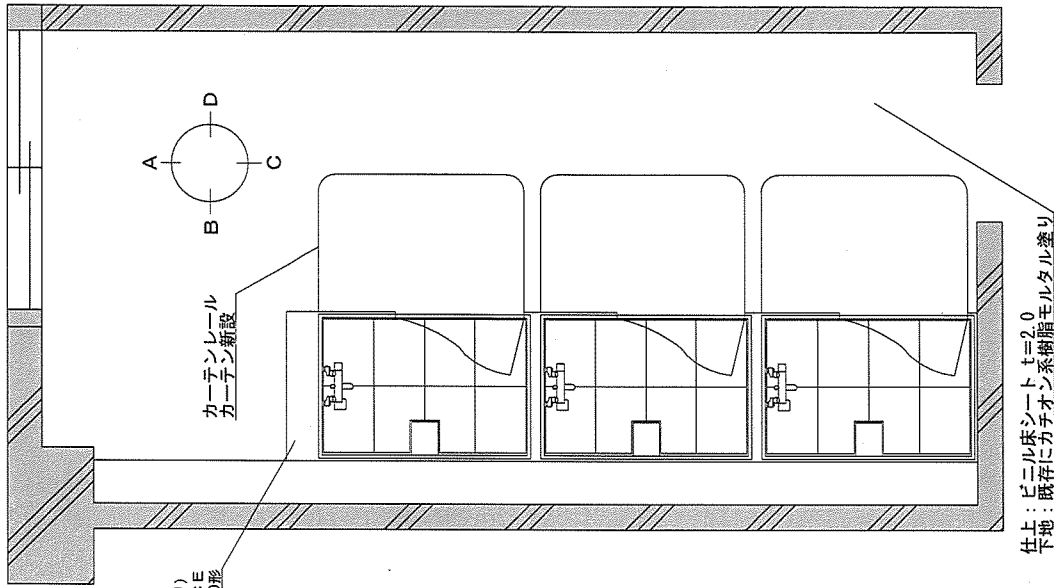
2,525



(改修前)

5,540

2,525



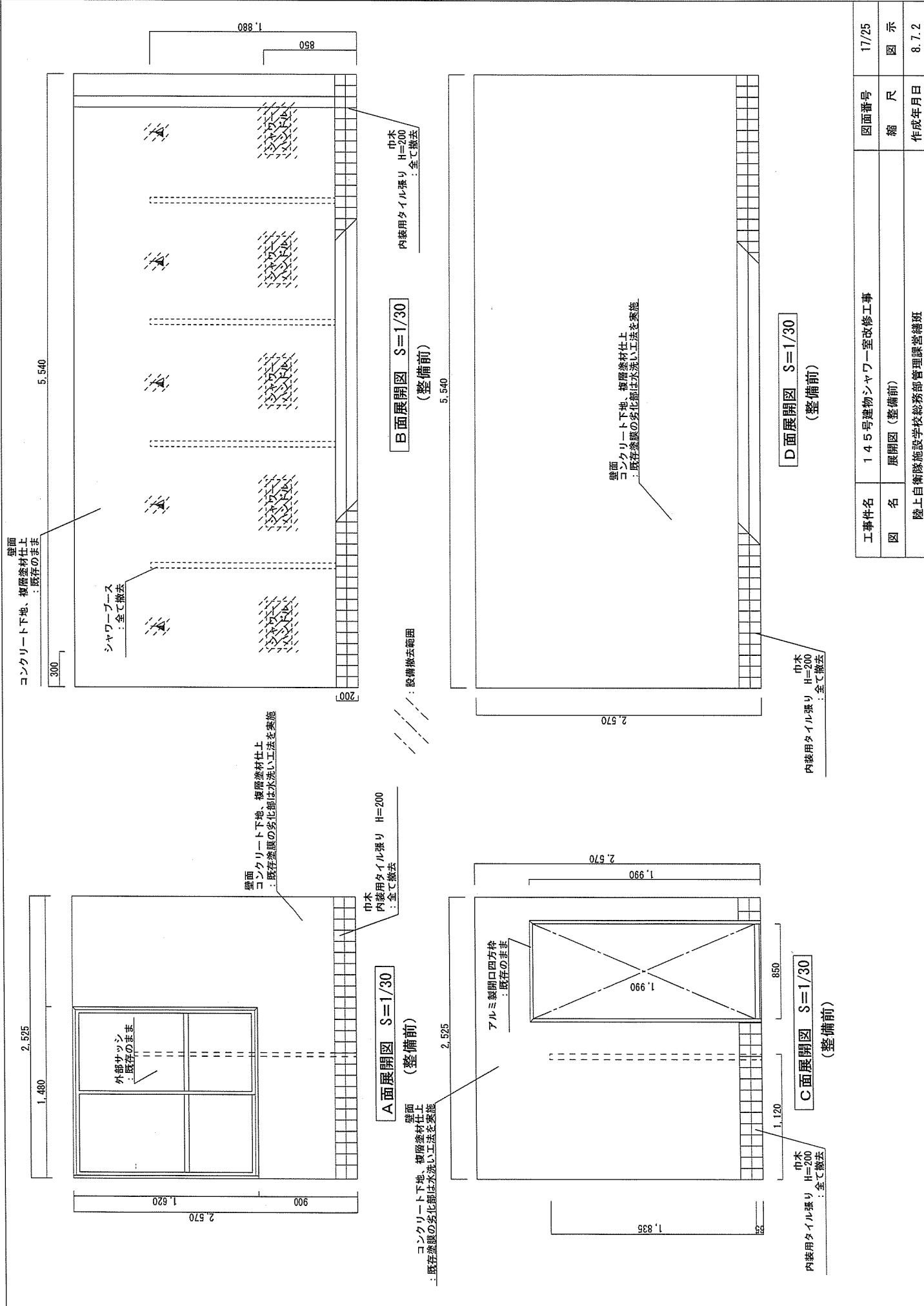
(改修後)

壁新設 (ユニットシャワー廻り)
仕上: シーリングボード厚12.5の上、樹脂塗材 CE
下地: LGS 50形

カーテンレール
カーテン新設

仕上: ビニル床シート $t=2.0$
下地: 既存にガチオン系樹脂モルタル塗り

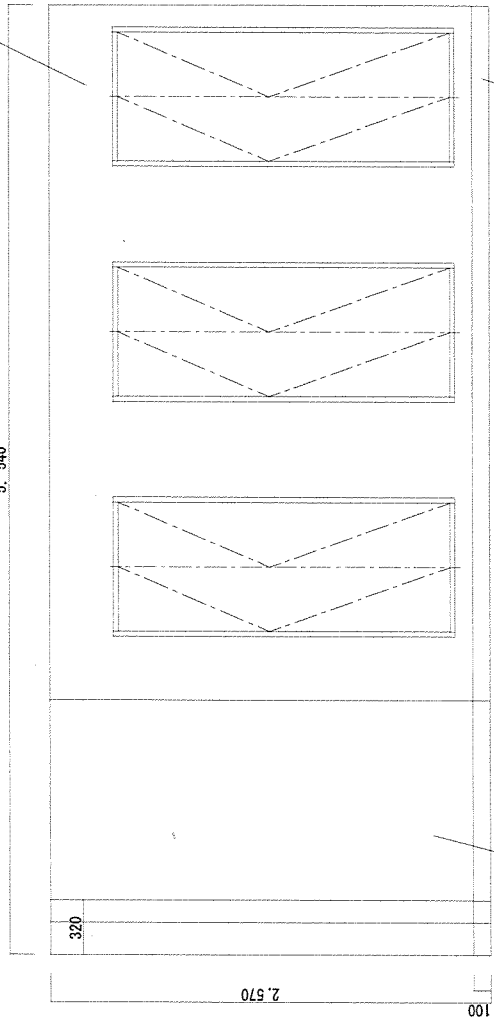
工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	15/25
図名	2階シャワー室平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	8.7.2



工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	17/25
図名	展開図 (整備前)	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	8.7.2

機新設（ユニットシャワー廻り）
仕上：ケイ酸カルシウム板厚8.0の上、複層塗材CE
下地：LGS 50形@303

5,540



巾木
仕上：ビニル床シート厚2.0
立上げH=100

D面展開図 S=1/30
(整備後)

5,540

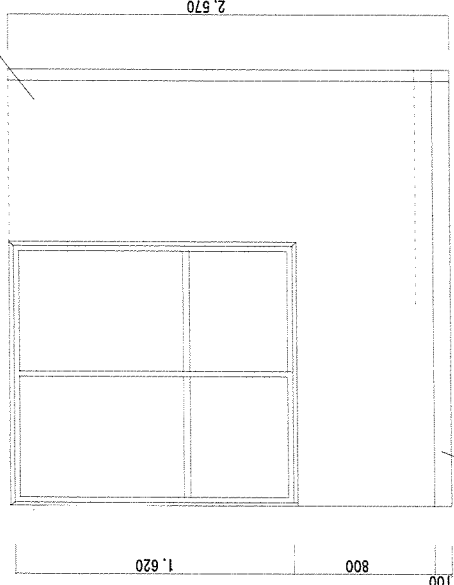
壁面
仕上：複層塗材CE
下地：コンクリート

壁面
仕上：複層塗材CE
下地：コンクリート

2,525

1,045

1,480



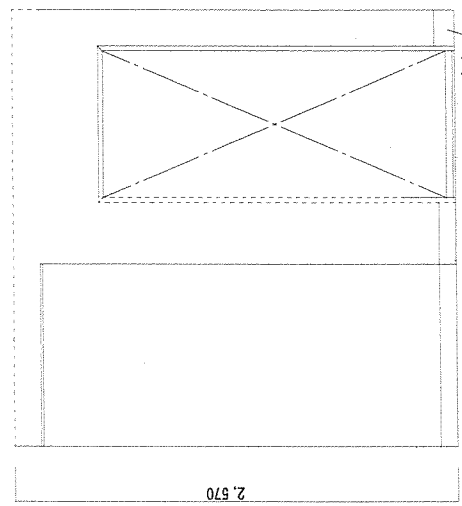
巾木
仕上：ビニル床シート厚2.0
立上げH=100

A面展開図 S=1/30
(整備後)

2,525

1,475

1,050



巾木
仕上：ビニル床シート厚2.0
立上げH=100

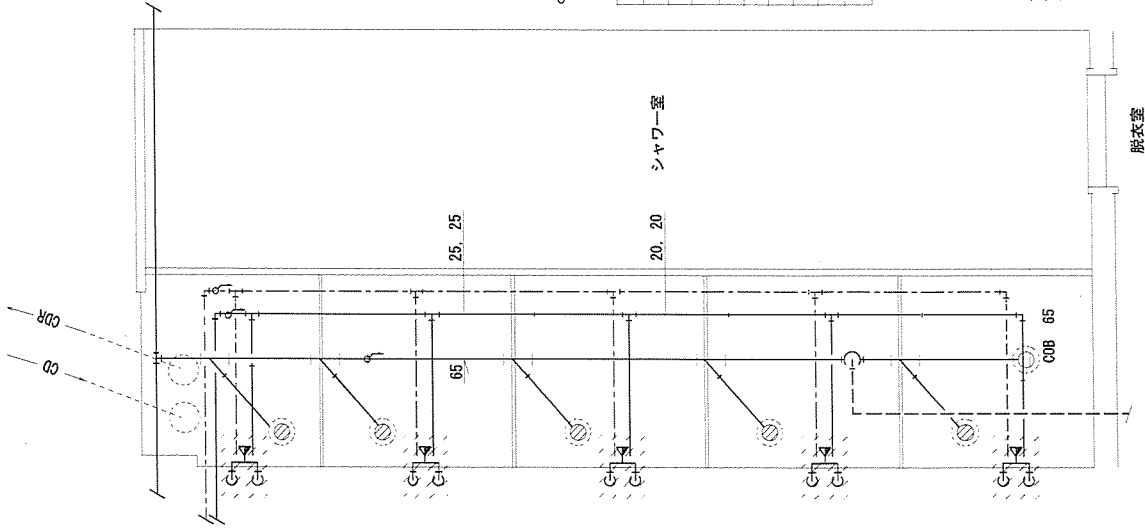
C面展開図 S=1/30
(整備後)

壁面
仕上：複層塗材CE
下地：コンクリート

巾木
仕上：ビニル床シート厚2.0
立上げH=100

B面展開図 S=1/30
(整備後)

工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	18/25
図名	展開図 (整備後)	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	8.7.2

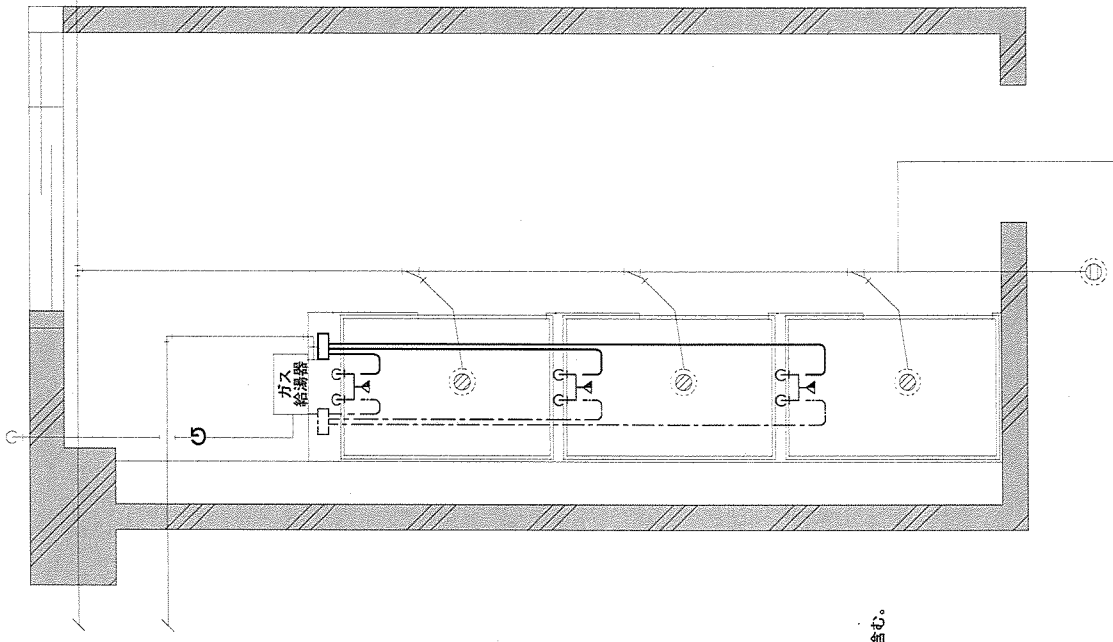


○：印以降の配管撤去

整備内容（撤去）		
給水管	SRP-20A	18m
給水管	SRP-25A	2m
給湯管	SRP-20A	17m
給湯管	SRP-25A	2m
シャワーセット（埋込型）		5 組
配管用放熱素銅管	50A	4m
配管用放熱素銅管	65A	4m
床排水トラップ	T3B-50	5 組
床上掃除口	C0B 65	1 組

※ 給水、給湯及び汚水の各配管撤去は、保温を含む。

：設備撤去範囲



整備内容（給排水設備）		
給水・給湯設備撤去		
架橋ポリエチレン管	13A（給水用）	14.00m
架橋ポリエチレン管	13A（給湯用）	14.00m
排水設備新設		
硬質ポリ塩化ビニル管	50A（排水）	3.60m
硬質ポリ塩化ビニル管	65A（排水）	4.40m
床上掃除口	C0B 65	1 組
配管保温新設		
ポリエチレンフォーム	20mm 50A	3.60m
ポリエチレンフォーム	20mm 65A	4.40m
その他		
ユニットシャワー設備		3 組
ガス給湯器（20号）		1 台

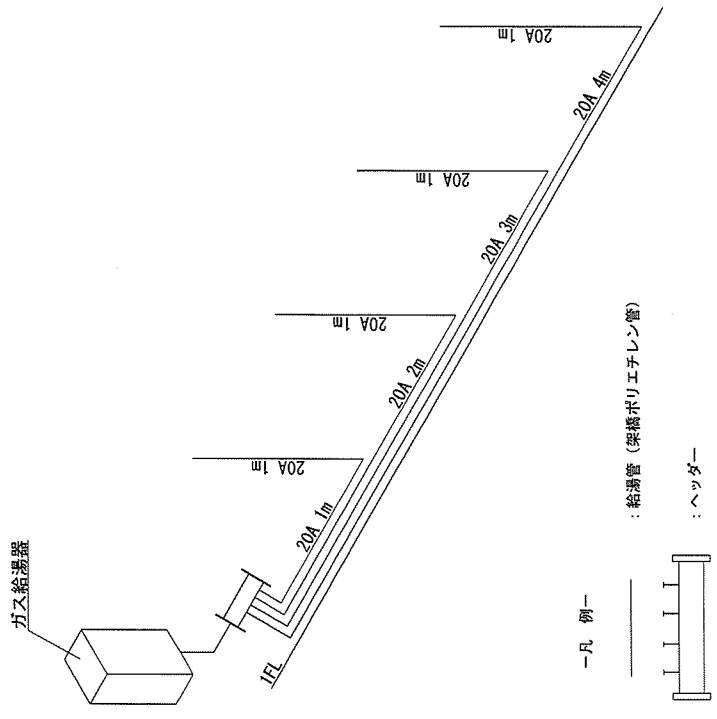
※ 機構はつり部分は次のとおり。
75φスラブ厚200程度 1か所
給水・給湯管用
125φスラブ厚200程度 5か所
排水管用（シャワー室～脱衣室の壁貫通を含む）

（改修後）

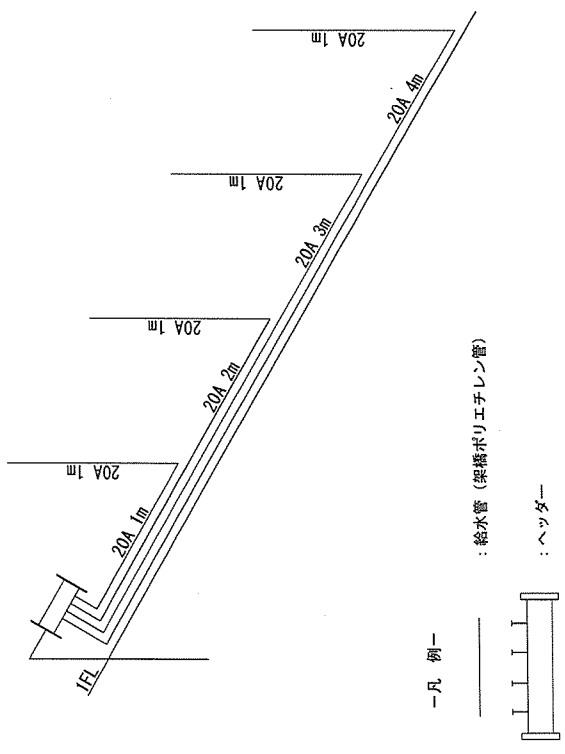
4階シャワー室給排水設備図 S=1/30

（改修前）

工事件名	145号4階シャワー室整備工事	図面番号	19/25
図名	給排水設備図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課繕班		作成年月日	8.7.2

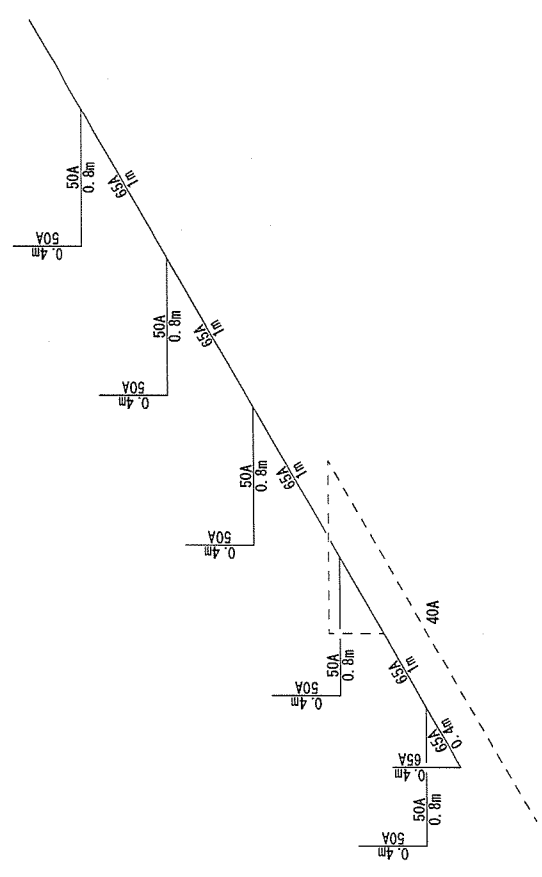


新設給湯管系統図 S=1/X



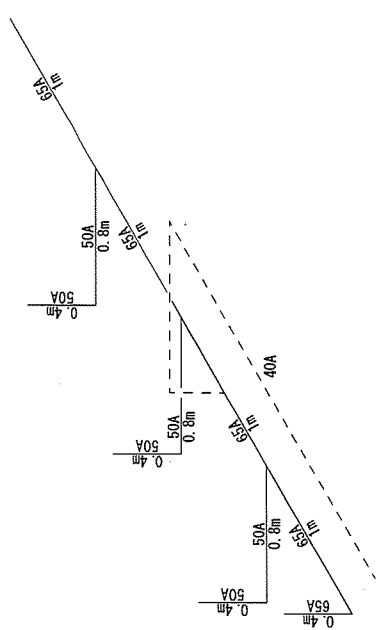
新設給湯管系統図 S=1/X

工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	20/25
図名	2階配管系統図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	8.7.2



一凡 例一
—— : 排水管 (配下用炭素鋼管)
- - - : 通気管

改修前排水管系統図 S=1:X



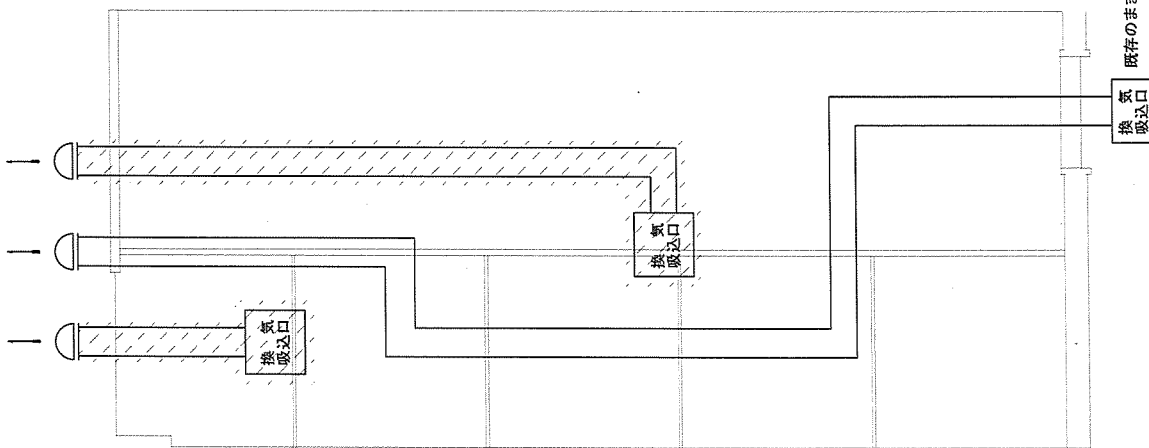
一凡 例一
—— : 排水管 (硬質ポリ塩化ビニル管)
- - - : 通気管

改修後排水管系統図 S=1:X

工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	21/25
図名	2階排水管系統図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	8.7.2

既存換気フード 既存のまま

新設スパイラルダクトを既存換気フードに接続



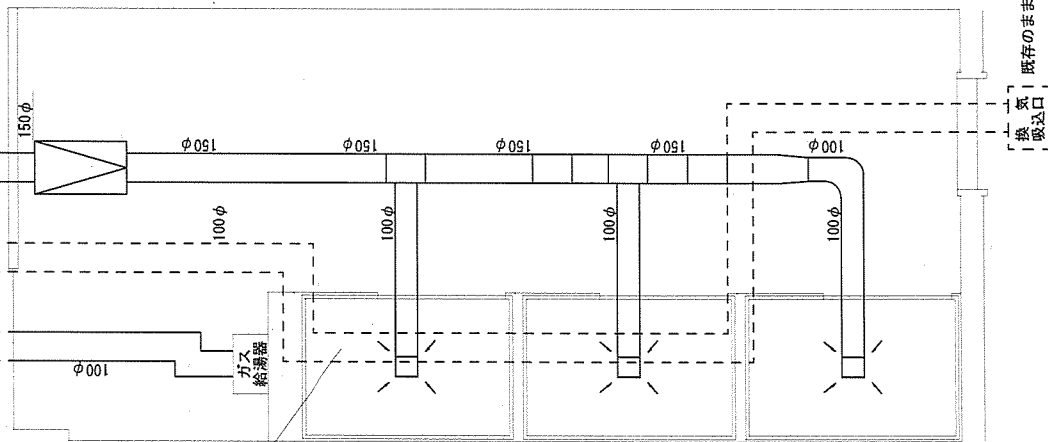
2階シャワー室換気設備図 S=1/30
(整備前)

整備内容 (撤去)	
・ 三菱電機製 : VD-20ZB5	1組
・ 三菱電機製 : VD-20ZB2	1組
・ スパイラルダクト [φ150] 撤去	4.2m

: 設備撤去範囲

既存スパイラルダクト φ150
既存のまま

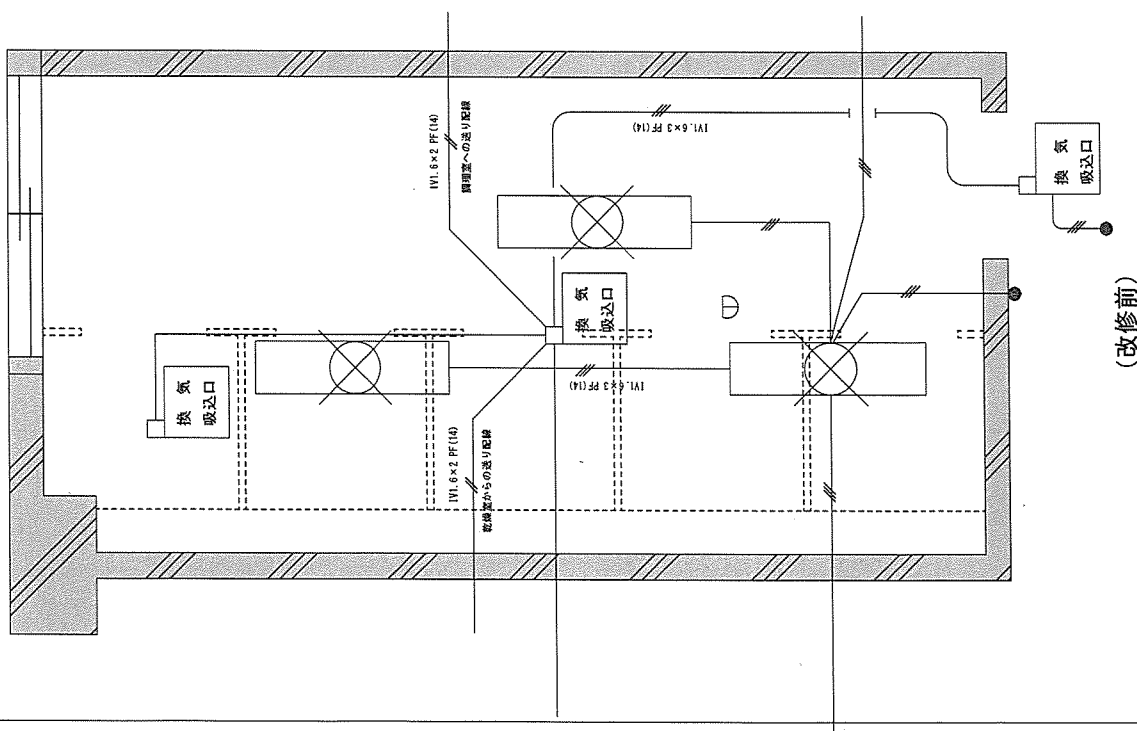
ガス
給湯器



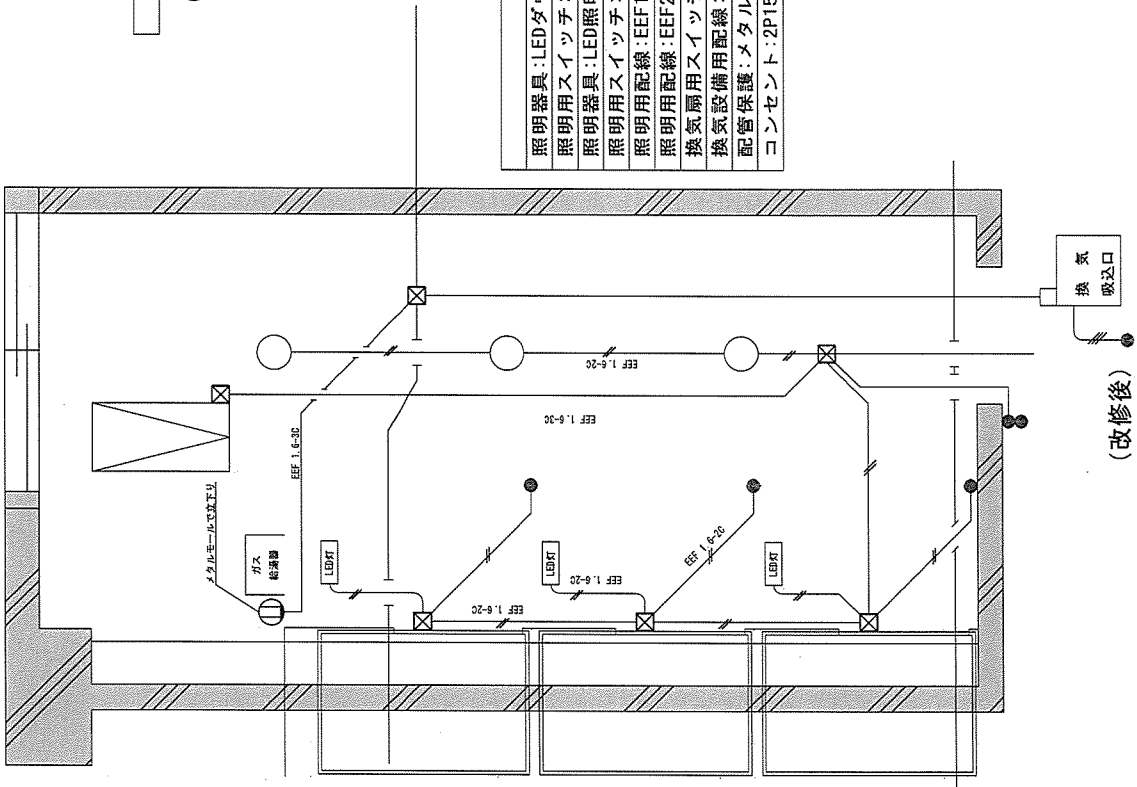
整備内容 (新設)	
1 ストレートシロッコファン天井埋込型新設	1台
三菱電機製 : BFS-120SC 同等品以上	100V 150φ
2 スパイラルダクト [φ100] 新設	5.8m
3 スパイラルダクト [φ150] 新設	4.0m

2階シャワー室換気設備図 S=1/30
(整備後)

工事件名	145号4階シャワー室整備工事	図面番号	22/25
図名	換気設備図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	8.7.2



撤去内容		数量
照明器具:FL40W*1灯(天井直付)		3灯
照明用スイッチ:1P15A(埋込型)		1個
照明用配線:VV1.6-3C		5.10m
照明用配線:IV1.6*2 PF(14)		2.40m
換気設備用配線:IV1.6*3 PF(14)		2.80m
電線管:PF(14)		4.00m

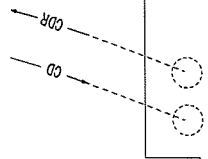


新設内容		数量
照明器具:LEDダウンライト(天井埋込)		3灯
照明用スイッチ:1P15A(露出)		1個
照明器具:LED照明(露出)		1個
照明用スイッチ:1P15A(埋込)(防雨)		4個
照明用配線:EEF1.6-2C		21m
照明用配線:EEF2.0-3C		14m
換気扇用スイッチ:1P4A(露出)		1個
換気設備用配線:EEF1.6-3C		10m
配管保護:メタルモールB型		2m
コンセント:2P15A*1 E付		1個

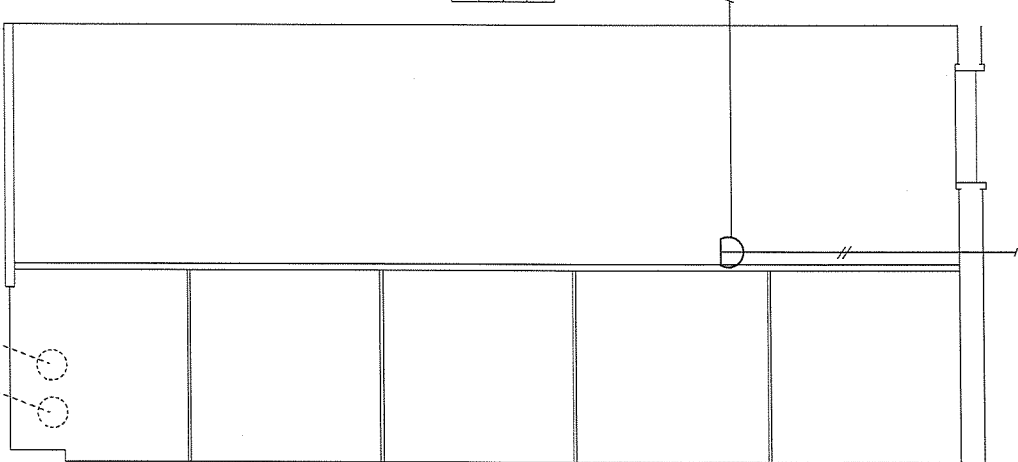
— 凡例 —

- 照明器具
- LEDダウンライト
 - スイッチ
 - ジョイントボックス
 - コンセント

工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	23/25
図名	シャワー室平面図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課繕班		作成年月日	8.7.2

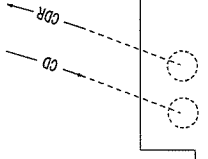


整備内容 (撤去)	
・ 定温式スポット型感知器 (1 種防水)	1 個
※ 火報線 (IV1.2×2 PF16) は再使用とする。	

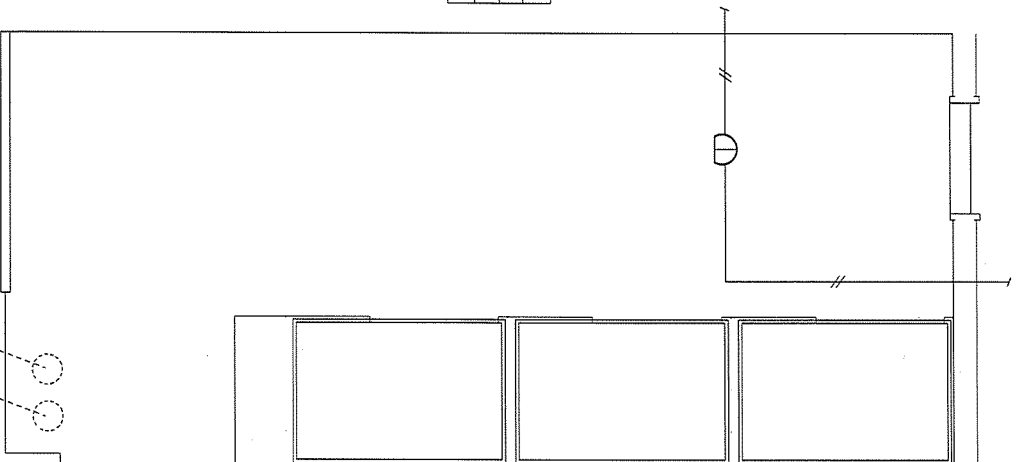


4 階シャワー室自動火災報知設備図 S=1/30

(整備前)



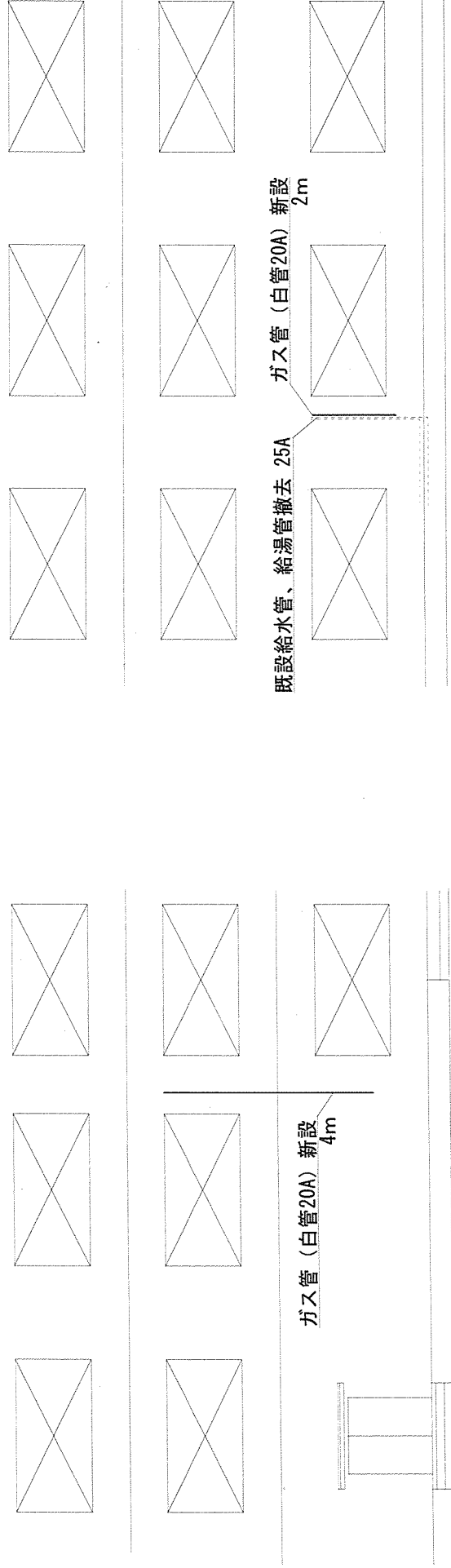
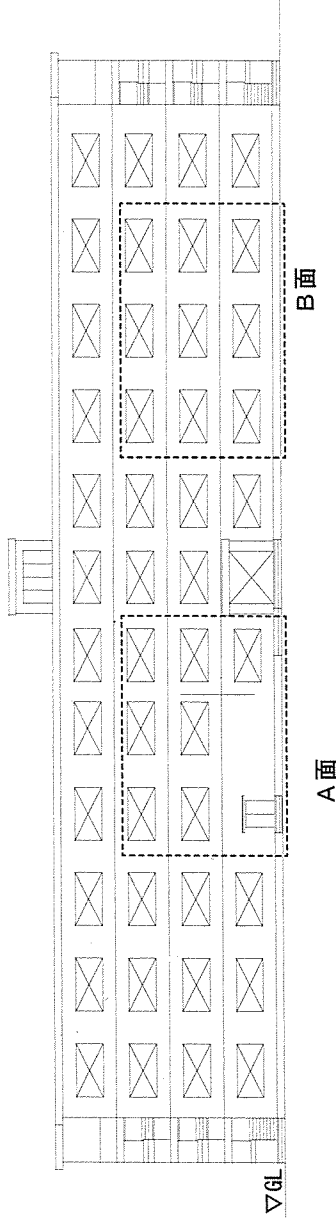
整備内容 (新設)	
・ 定温式スポット型感知器 (1 種防水)	1 個
※ 火報線 (IV1.2×2 PF16) は再使用とする。	



4 階シャワー室自動火災報知設備図 S=1/30

(整備後)

工事件名	145号4階シャワー室整備工事	図面番号	24/25
図名	自動火災報知設備図	縮尺	図示
陸上自衛隊施設学校総務部管理課営繕班		作成年月日	8.7.2



A面立面図 S=1/100

B面立面図 S=1/100

工事件名	145号建物シャワー室改修工事	図面番号	25/25
図名	平面図・立面図	縮尺	図示
陵上自衛隊施設学校総務部管理課繕班		作成年月日	8.7.2